

官報

号外 昭和四十四年四月八日

第六十一回国会 衆議院会議録 第二十三号

昭和四十四年四月八日(火曜日)

議事日程 第十六号

昭和四十四年四月八日

午後二時開議

第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件
所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
続発する産業災害に関する緊急質問(橋本龍太郎君提出)
相次ぐ災害事故に関する緊急質問(後藤俊男君提出)
相次ぐ災害事故に関する緊急質問(内海清君提出)
相次ぐ災害事故に関する緊急質問(小川新一郎君提出)
日程第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

る法律案(内閣提出)
日程第二 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

午後二時三十分開議
○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(石井光次郎君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、右両回付案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。
所得税法の一部を改正する法律案の参議院回付案、租税特別措置法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十四年四月七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日昭和四十四年四月一日から施行する。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十四年四月七日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 石井光次郎殿

(修正に係る条文を掲ぐ。小字及び「は修正」)

○租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律

第七号の三) 第七十八条の三「以下「事業協同組合等」というのは、以下この条において「事業協同組合等」という」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に事業協同組合等の組合員又は所属員で政令で定めるものが当該事業協同組合等から取得する土地(当該事業協同組合等が公害防止事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八条第三号の規定により公害防止事業団から譲渡を受けて所有権の移転の登記を受けたものに限り、大蔵省令で定めるところにより当該譲渡を受けた日以後一年以内に登記を受けるもの)に限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の六とする。

第七十八条の三の次に次の一条を加える。

(商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等の税率の軽減)

第七十八条の四 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫

第七十八条の四 昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に商工組合中央金庫

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 所得税法の一部を改正する法律案(参議院回付)外一案

六四〇

が商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十八号第一項第一号から第四号までに掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権(企業担保権を含む。)の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、^{公布の日}昭和四十四年四月一日から施行する。ただし、租税特別措置法第十三条の二、第四十五条の二及び第六十六条の二から第六十六条の四までの改正規定(第六十六条の二第二項第二号及び第六十六条の四第一項第二号の改正規定を除く。)並びに同法第八十一条の改正規定中小企業構造改善計画に係る部分は、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)の施行の日から施行する。

(納税準備預金の利子の非課税)に関する経過措置

第三条 新法第五号第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき同項の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例による。

2 昭和四十四年三月三十一日までの間に支払った改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七条の三に規定する利子については、なお従前の例による。

(個人の減価償却等に関する経過措置)

第四条 昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第十三条の二第一項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法のの一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五条の二第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日の属する年以後の各年においては、この限りでない。

2 前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該年の一月一日」とあるのは、「租税特別措置法の第一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第十三条の二第一項の承認のあつた日の属する年の一月一日」とする。

3 個人の昭和四十三年中の事業所得に係る総収入金額のうち新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送(以下この条において「輸入貨物の運送」という。)による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十四年分の所得税に係る新法第十三条の三の規定の適用については、同条第六項に規定する当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に代えて、当該前年中の海外取引等による収入金額の合計額に、当該前年中の輸入貨物の運送による収入金額の十二分の七・五に相当する金額を加算した金額によるものとする。

4 個人の昭和四十四年中又は昭和四十五年中の事業所得に係る総収入金額のうち輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、当該個人の昭和四十五年分又は昭和四十六年分の所得税に係る新法第十三条の三(新法第二十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第十三条の三第一項及び第六項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額の合計額に当該前年中の収入金額で第四項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第七項及び第八項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第四項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送(同号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」と、同項第一号中「第一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引(同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」とする。

引等による収入金額の合計額に当該前年中の収入金額で第四項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第七項及び第八項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第四項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送(同号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」と、同項第一号中「第一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引(同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」とする。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六条 新法第二十一条の規定は、^{昭和四十四年四月一日}施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第二十一条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 個人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間における事業所得に係る総収入金額のうち新法第十三条の三第四項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第二十一条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額(当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額)とする。」

(昭和四十四年分の譲渡所得等の課税の特例)

第八条 個人が、昭和四十四年一月一日から同年十二月三十一日までの間に、その有する資産の譲渡をした場合には、当該譲渡に係る所得税については、その者の選択により、次の各号のいずれかによることができる。

一 旧法第三十一条から第三十三条の二まで、第三十五条、第三十六条第一項、第三十八条から第三十八条の三まで、第三十八条の六、第三十八条の九、第三十八条の十二若しくは第三十八条の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受けるとともに、新法第三十一条第一項に規定する土地等若しくは建物等の譲渡に係る譲渡所得につき所得税法第二十二条、第八十九条及び第九十一条並びに第六十五条の規定の適用を受け、又は同法の譲渡所得の課税に関する規定の適用を受けること。

二 新法第三十一条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十七条まで、第三十七条の四又は第三十八条の規定の適用を受けること。この場合において、新法第三十一条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「昭和四十五年分」とあるのは「昭和四十四年分、昭和四十五年分」と、新法第三十二条第一項中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」と、「所得税法第三十三条第三項第一号」とあるのは「所得税法第三十三条第三項第一号」と、新法第三十三条第三項第一号に規定する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正後の所得税法第三十三条第三項第一号の規定が適用されるものとした場合における同号」と、新法第三十七条及び第三十七条の四中「昭和四十五年一月一日」とあるのは「昭和四十四年一月一日」とするものとし、新法第三十四条の規定の適用については、都市計画法の施行後にされた同条の譲渡に限るものとする。

3

個人が、昭和四十四年一月一日から昭和四十六年三月三十一日まで、その有する新法第三十一條第一項に規定する土地等又は建物等(以下この項において「土地建物等」という。)の譲渡をした場合における新法第三十一條及び第三十二條の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 昭和四十四年一月一日から同年三月三十一日までの間における土地建物等の譲渡による譲渡所得については、第一項第二号の規定にかかわらず、新法第三十二條第一項中「所得税法第三十三條第三項第一号」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の所得税法第三十三條第三項第一号」と、「同法第二十二條」とあるのは「所得税法第二十二條」とする。

二 施行日以後二年以内に譲渡をした
昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間における土地建物等(施行日においてその譲渡があつたものとみなして所得税法の一部を改正する法律による改正前の所得税法第三十三條第三項の規定を適用した場合に同項第二号の規定に該当することとなるものに限り。)の譲渡による譲渡所得については、当該譲渡所得が新法第三十二條第一項第一号第二号の規定により適用される場合を含む。以下この号において同じ。の規定に該当する場合であつても、当該譲渡所得は、同条第一項の規定に該当しないものとみなす。

4 第一項第一号の規定により旧法第三十一條第一項第一号、第三十八條の三第一項第一号又は第三十八條の十三の規定がなお効力を有するものとしてこれらの規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日以後においては、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

旧法第三十一條 第一項第一号	都市計画法(大正八年度法律第三十 六号)	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
旧法第三十八條 の三第一項第一 号	建築基準法第四十八條第一項の規 定により同項の用途地域として指 定され	都市計画法第八條第一項第一号の用途 地域に関する都市計画が定められ
旧法第三十八條 の十三第四項	住宅地造成事業に関する法律(昭 和三十九年法律第百六十号)第四 條の規定による都道府県知事の認 可を受けた同法第二條第三項に規 定する事業主が行なう同条第二項 に規定する住宅地造成事業	都市計画法第二十九條の許可を受け て、主として住宅建設の用に供する目 的で行なわれる一団の宅地の造成に関 する事業(都市計画法施行法(昭和四 十三年法律第百一十号)第七條第一項の 規定によりなお従前の例によることと される旧住宅地造成事業に関する法律 (昭和三十九年法律第百六十号)第二 條第二項に規定する住宅地造成事業で同 法第四條の規定による都道府県知事の 認可を受けた同法第二條第三項に規定 する事業主が行なうものを含む。)
施行地区	住宅地造成事業に関する法律第二 條第五項	都市計画法第四條第九項又は旧住宅地 造成事業に関する法律第二條第五項

5

第一項第二号の規定により新法第三十三條第一項第一号又は第三十四條の二第二項第一号、第三号若しくは第五号の規定の適用を受ける場合には、都市計画法の施行の日以前までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

新法第三十三條 第一項第一号	都市計画法(昭和四十三年法律第 百号)	都市計画法(大正八年度法律第三十六号)
新法第三十四條 の二第二項第一 号	都市計画法第八條第一項第一号の 用途地域に関する都市計画が定め られ	建築基準法第四十八條第一項の規定に より同項の用途地域として指定され
新法第三十四條 の二第二項第三 号	都市計画法第五十六條第一項、古 都における歴史的風土の保存に関 する特別措置法	古都における歴史的風土の保存に関す る特別措置法
新法第三十四條 の二第二項第五 号	都市計画法第二十九條の許可を受 けて、主として住宅建設の用に供 する目的で行なわれる一団の宅地 の造成に関する事業	住宅地造成事業に関する法律(昭和三 十九年法律第百六十号)第四條の規定 による都道府県知事の認可を受けた同 法第二條第三項に規定する事業主が行 なう同条第二項に規定する住宅地造成 事業
開闢区域	都市計画法第四條第九項に規定す る	住宅地造成事業に関する法律第二條第 五項に規定する
施行地区		

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却等に関する経過措置)
第十一條 新法第四十三條の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設して事業の用に供した同条第一項に規定する合理化機械等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作し、若しくは建設した旧法第四十三條第一項に規定する合理化機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 昭和四十四年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間に旧法第四十五條の二第二項の規定により中小企業構造改善促進計画を実施することについて承認を受けた同項に規定する商工組合等の組合員の同項に規定する減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。ただし、当該商工組合等が、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律による改正後の中小企業近代化促進法第五條の二第二項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日を含む事業年度以後の各事業年度については、この限りでない。

3 前項に規定する商工組合等が同項ただし書に規定する承認を受けた場合における新法第四十五條

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 所得税法の一部を改正する法律案(參議院回付)外一案

六四二

の二第一項の規定の適用については、同項中「その事業年度開始の日」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第一項の承認のあつた日を含む事業年度開始の日」とする。

4 法人が、旧法第四十六条第一項第三号に掲げる場合に該当する場合における当該法人の施行日以後に開始する事業年度の同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

5 前項の規定の適用を受ける法人が、施行日以後に開始する事業年度について、新法第四十六条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、同項中「若しくは次条から第五十一条の二まで」とあるのは、「次条から第五十一条の二まで若しくは租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十一條第四項」とする。

6 法人の施行日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度(以下この項において「適用年度」という。)に係る旧法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送(以下この項及び第八項において「輸入貨物の運送」という。)による収入金額がある場合における前条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第四十六条の二の規定の適用については、同条第五項に規定する基準年度の総収入金額のうち当該基準年度の海外取引等による収入金額の合計額の占める割合に代えて、同条第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち次の各号に掲げる金額の合計額の占める割合によるものとする。

一 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額に当該適用年度の月数で除して計算した金額
三十一日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額
二 当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額から前号に掲げる金額を控除した金額の二分の一に相当する金額

三 当該基準年度の旧法第四十六条の二第一項に規定する海外取引等による収入金額から当該基準年度の輸入貨物の運送による収入金額を控除した金額

7 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 法人の施行日以後に開始する事業年度に係る新法第四十六条の二第一項に規定する基準年度の総収入金額のうち輸入貨物の運送による収入金額がある場合における同条(新法第五十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新法第四十六条の二第一項及び第五項中「海外取引等による収入金額の合計額」とあるのは「海外取引等による収入金額の合計額に当該基準年度の収入金額で第三項第六号に規定する輸入貨物の運送によるものに係る金額の二分の一に相当する金額を加算した金額」と、同条第六項及び第七項中「海外取引等」とあるのは「海外取引等及び第三項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「掲げる運送」とあるのは「掲げる運送(同号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」と、同項第一号中「第十一号に掲げる取引」とあるのは「第十一号に掲げる取引(同項第六号に規定する輸入貨物の運送を含む。)」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十二条 旧法第五十五条第一項に規定する特別指定商工組合の組合員である法人及び同項に規定する特定商工組合については、新法第五十四条の規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人税について適用する。この場合において、施行日以後に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度について同条第一項の規定の適用については、同項中「昭和三十九年四月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「千分の十一」とあるのは「千分の十」とする。

2 旧法第五十五条第一項に規定する特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、同条第三項の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の特定商工組合が昭和四十四年三月三十一日を含む事業年度終了の日において有する旧法第五十五条第一項の中小企業海外市場開拓準備金を当該事業年度終了の日後一年以内に取り出すして当該特定商工組合の組合員に対し同項に規定する各組合員の納付金の額に充てて交付した金額(以下この項において「交付金」という。)がある場合には、当該交付金を受けた当該組合員である法人の当該交付を受けた日を含む事業年度の所得に対する法人税に係る新法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額と租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第 号)附則第十二條第三項に規定する交付金として交付を受けた金額との合計額」とする。

4 新法第五十六条の五の規定は、同条第一項に規定する法人が施行日以後に同項に規定する発電設備の取得のために支出する金額について適用する。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第十三条 新法第五十八条の規定は、施行日以後の同条第一項及び第二項に規定する収入金額について適用し、同日前の旧法第五十八条第一項及び第二項に規定する収入金額については、なお従前の例による。

2 法人の昭和四十四年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間における総収入金額のうち新法第四十六条の二第三項第六号に規定する輸入貨物の運送による収入金額がある場合には、前項の規定にかかわらず、当該収入金額を同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額とみなして、新法第五十八条の規定を適用する。この場合において、同条第二項中「掲げる取引」とあるのは「掲げる取引又は同項第六号に規定する輸入貨物の運送」と、「当該収入金額」とあるのは「当該収入金額(当該輸入貨物の運送による収入金額については、当該収入金額の二分の一に相当する金額)」とする。

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第六十四条から第六十五条の二まで及び第六十五条の五の規定は、昭和四十五年一月一日以後に行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡(新法第六十四条第二項の規定により取引等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。次項及び第三項において同じ。)に係る法人税について適用する。

2 法人が昭和四十四年十二月三十一日以前に旧法第六十四条から第六十五条の三までの規定に該当

する資産の譲渡をする場合における当該資産の譲渡に係る法人税については、これらの規定は、なおその効力を有する。

昭和四十四年四月一日

昭和四十四年四月一日

3 法人が施行日から昭和四十四年十二月三十一日までの間にする資産の譲渡に係る前項の規定による

りその効力を有するものとされる旧法第六十四条及び第六十五条の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

旧法第六十四号 第一項第三号	土地区画整理事業	土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業
同法第九十四条	土地区画整理法第九十四条	
第九十一条第三項又は第九十二条第三項 ものに限る。	第九十条	ものを除く。又は土地改良法第五十四条の二第四項（同法第八十九条の二第九項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）に規定する清算金（同法第五十三条の二第九項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。）の規定により換地又は当該権利の目的となるべき土地若しくはその部分を定められなかつたことにより支払われるものを除く。）
旧法第六十五条 の三第一項	含む。	含むものとし、第六十五条第一項第二号に規定する換地処分（以下この項及び第六項において「換地処分」という。）により土地等のみを取得する場合を除く。
資産（以下この項	資産（換地処分により取得した土地等を除く。以下この項	
譲渡直前の帳簿価額	譲渡直前の帳簿価額（換地処分により土地等を譲渡して土地等とともに清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額から当該取得した土地等の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）	
その該当することとなつた資産	その該当することとなつた資産（換地処分により土地等を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得した場合には、当該譲渡した土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。）	

旧法第六十五條の第三項

該當することとなつたもの（換地処分により土地等を譲渡して土地等又は土地等及び清算金を取得した場合等）は、当該譲渡した土地等のうち当該取得した土地等の価額に対応する部分として政令で定める部分を除く。）

4 新法第六十五条の三の規定は都市計画法の施行の日以後に、新法第六十五条の四の規定は施行日

昭和四十

以後にそれぞれ行なわれるこれらの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税について適用する。この場合において、法人が施行日から昭和四十五年十二月三十一日までの間に旧法第六十五条の四第一項第一号に掲げる資産を譲渡するときににおける新法第六十五条の第三項又は第六十五条の四第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十五条の六から第六十五条の八まで」とあるのは、「第六十五条の六から第六十五条の八まで又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第 号。以下「改正法」という。）による改正前の租税特別措置法第六十五条の四から第六十五条の六まで（改正法附則第十四条第七項の規定によりその効力を有するものとされる場合を含む。）」とする。

5 前項の場合において、新法第六十五条の四の規定の適用を受けるときは、都市計画法の施行の日
の前日までの間は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄
に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新法第六十五条の四第一項第一号	都市計画法第八條第一項第一号の用途地域に関する都市計画が定められ	建築基準法第四十八條第一項の規定により同項の用途地域として指定され
-----------------	----------------------------------	-----------------------------------

新法第六十五条
の四第一項第三
号

都市計画法第五十六条第一項、古
都における歴史的風土の保存に関
する特別措置法

古都における歴史的風土の保存に関す
る特別措置法

新法第六十五條の四第一項第五号
都市計画法第二十九條の許可を受けて、主として住宅建設の用に供する目的で行なわれる一団の宅地の造成に關する事業
住宅地造成事業に關する法律第四條の規定による都道府県知事の認可を受け
同法第二條第三項に規定する事業主が行なり同條第二項に規定する主宅地

都市計画法第四條第九項に規定する	造成事業
住宅地造成事業に関する法律第二条第五項に規定する	

開発区域	施行地区
都市計画法の施行後においては、旧法第三十八条の十三第四項中「住宅地造成事業に関する	

従前の例によるととされる旧住宅地造成事業に關する法律」と読み替えた場合に同項の特定住居造成事業に該当する事業は、新法第六十五条の四第一項第五号に規定する事業に該当するもの

みなす。

法人が昭和四十五年三月三十一日以前に旧法第六十五条の四第一項各号に掲げる資産の同項に

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 所得税法の一部を改正する法律案(参議院回付)外一案

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 所得税法の一部を改正する法律案(參議院回付)外一案 続発する産業災害に関する橋本龍太郎君の緊急質問

六四四

定する譲渡(旧法第六十五条の六に規定する交換による譲渡を含む。)をする場合における当該資産の当該譲渡に係る法人税については、旧法第六十五条の四から第六十五条の六までの規定は、なおその効力を有する。

(登録免許税に関する経過措置)

第十六条 新法第七十二条から第七十四条まで、第七十八条の二及び第七十九条から第八十条の二までの規定は、施行日の翌日以後の登記に係る登録免許税について適用する。

昭和四十四年三月三十一日以前

2 施行日前に取得した住宅の用に供する家屋で旧法第七十三条の規定に該当するものの所有権の移転の登記及び当該家屋についての抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(酒税及び物品税の特例に関する経過措置)

第十七条 施行日前に旧法第八十七条又は第八十八条の規定により課した、又は課すべきであつた酒税又は物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、旧法第八十七条第一項に規定する外航船等に現存する酒類又は旧法第八十八条第一項の指定飲料若しくは第二種の指定物品で、旧法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて当該外航船等に積み込まれたもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、それぞれ新法第八十七条第一項又は第八十八条第一項の規定の適用を受けて新法第八十七条第一項に規定する外航船等に積み込まれた酒類又は新法第八十八条第一項の指定物品とみなして、新法を適用する。

3 新法第九十条の規定は、昭和四十四年四月一日から適用する。

4 新法第九十条の三の規定は、昭和四十四年四月一日以後施行日の前日までに砂糖類の製造場から移出された同条第一項に規定する第一種砂糖の砂糖についても適用する。

5 施行日前に課した、又は課すべきであつた砂糖消費税については、前項の規定の適用を受ける砂糖に係る砂糖消費税を除き、なお従前の例による。

○議長(石井光次郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よつて、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

続発する産業災害に関する緊急質問(橋本龍太郎君提出)
相次ぐ災害事故に関する緊急質問(後藤俊男君提出)

議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

まず、橋本龍太郎君提出、続発する産業災害に関する緊急質問を許可いたします。橋本龍太郎君。

〔橋本龍太郎君登壇〕

○橋本龍太郎君 私は、自由民主党を代表して、最近発生した板橋仲宿のガス爆発事故、荒川新四ツ木橋七号橋脚水没事故、去る四月二日の北海道雄別炭鉱炭坑陥没事故における炭鉱ガス爆発事故並びに昨日発生した北海道空知炭鉱空知鉱の出水による崩落事故など、続発する災害事故に関し、一連の質疑を行なうものであります。

それに先立ち、これら不幸な四事故のため、とうとう生命を失われた三十六名の方々の霊に対し、深く哀悼の意を表するとともに、不幸負傷せられた方々の御回復の一日も早くんことを、心からお祈りいたす次第であります。同時に、これら不幸な事故によって肉親を失われた遺家族の方々と、思わぬ罹災を受けられた方々に対し、深甚なる弔意とお見舞いを申し上げる次第であります。(拍手)

これら四つの不幸な事故に対し、空知鉱の出水崩落事故の詳細はまだ不明でありますし、他の事故については、本院においても細部の究明はすでに各関係委員会の審議においてなされておりますので、まず第一に、私は基本的な政治姿勢の問題として内閣総理大臣にお尋ねをいたしたいのであります。

総理はかねてより、近代国家形成の目標は福祉国家の建設にあると述べておられるのであります。が、この目的達成のためには、経済社会発展と同時に、国民福祉の向上を期する政策の遂行が必要であることは当然であります。しかしながら、わが国経済の現状を見ると、最も留意せねばならぬ国民の福祉は、経済政策を遂行していく上に

おいて十分配慮されておるではありませんか。大切なことは、経済発展の中にいかにして人間尊重の精神を織り込んでいくのかということであります。すなわち、今回問題としておるこれらの事故を冷静に考えてみますと、その物理的な条件は全く異なっておりますが、このような立場から判断するとき、経済社会の能率促進政策が、国民の福祉の向上をはかりつつあるその過程において、はからずともという犠牲者を出したのではないかと考えられるのであります。東京における板橋仲宿、荒川四ツ木の両事故は、いずれも都市の過密巨大化に伴い、地下鉄建設や都市計画工事が公共の能率及び福祉の増進のため行なわれたところで発生しております。また、北海道の炭坑陥没事故、空知鉱の場合においても、日本経済発展の原動力であつた石炭産業の採掘現場に発生した事故であることを前者とともにあわせて考えますときに、わが国経済政策の基調を長期的に展望した場合、あるいは国民の福祉の向上よりも、むしろ経済そのものの発展、能率化にウエイトを置き過ぎたきらいがありはしないかと考えるものであります。これについて総理の御見解を承りたいと思ひます。

次に、通産大臣及び建設大臣にお尋ねをいたします。

今回の事故は、いずれも公益事業としての社会的に大きな責務を負うた事業における事故であります。その真の原因は、目下関係当局の間で鋭意調査をされておるものと思ひますが、いずれも経済性の問題が介在しておるのかのごとく報道されております。すなわち、荒川の新四ツ木橋建設においては、リングビーム工法が従来の工法に比較して経済的に有利な工法であるために、技術的な検討が未解決のまま採用されたといわれておる。また、板橋のガス爆発事故においては、事故防止のための抜本対策として共同溝の利用が望ましいと考えられておるものでありますが、伝えられるところによれば、現場の国道十七号線において、昨年末、都営地下鉄志村線の完成とともに板

橋の共同溝が完成しておつたにもかかわらず、東京瓦斯のみは参加を見合わせていたということでありました。また、北海道の茂尻鉱ガス爆発、空知鉱の出水による崩落、この両事故は、石炭産業の興廃をかけているスクラップ・アンド・ビルド政策の展開により、出炭量の増加を急ぐあまりの事故ではなかつたのでしょうか。いずれにせよ、今回の異質の四事故の背景には、経済の高度成長に政策の重点が置かれ、その結果として、国民の福祉がそこなわれるという悲しむべき問題が提起され、政府の早急な検討を促しておるようになつてゐるのであります。通産大臣並びに建設大臣の御所見を伺いたいと思ふのであります。

第三の共通点は、被害を受けた方々のほとんどが、今日の社会の底辺におられる方々であり、一方、加害者の立場は、いずれもおのの業界の指導的立場にある有力な企業体だといふ点であります。とかく従来の例を見ますと、被害の補償は力関係で処理される場合が多かつたように思われますが、私は、大企業は大企業らしく、すみやかに事後処理をしていただきたいと思ふのであります。当時者間の自主的話し合いが早急かつ円満に行なわれて解決されるよう、積極的に指導されることが行政府の責任であると思ふのであります。この問題についての通産大臣並びに労働大臣の御見解を承りたい。

同時に、これら業界の指導的立場にある企業に關連する事故について、今後ともわれわれは非常に不安を覚えるのであります。一体保安上の体制はどうなつておつたのであります。特に東京をはじめ大都市の再開発が叫ばれてゐる昨今、これら大企業の携わる分野のきわめて大きいことを考えるとき、その保安対策は特に重大であります。都市における再開発事業は、社会経済の要請によつて今後も積極的に推進されると思われ、また推進されなければなりません。今回の事故などを貴重な教訓として、政府は、極力保安体制の整備に留意しつつ経済政策を進められることと思ひます。

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

すが、この際、社会資本の充実に、国として地域住民の福祉を全うする安全保安対策を確立されるよう努力していただきたい。また、石炭産業においては、いまだ多数の事故のたゞに保安対策の強化がうたわれてまゐつたのであります。その整備はいかになつてゐるのか、具体的に御答弁をお願いいたします。ことに石炭産業については、今後とも、その再建築の実施について政府は積極的に取り組んでいかれる必要があると思ふのであります。今回の事故のため労働者の離山ムードを誘発し、せっかくの石炭産業の再建をはばみ、ひいては産炭地域経済の停滞に拍車をかけ、地域住民の生活を脅かすことがとき事態さえ心配されておる向きもあるものであります。通産大臣及び建設大臣の具体的な御答弁をお願いのであります。

最後に、労働大臣にお尋ねをいたします。労働力不足の激化してゐる今日、経済的効率の目標追求のために、ややもすると未熟労働者が高度な技術を必要とされる職場、あるいは危険な職場で労働をせざるを得ないような状況が目立つておるのであります。これらいわば社会の底辺で苦勞されている労働者が安心して働ける職場の確保のために、労働者保護行政を一そう拡充すべきではないのか、また、新しい技術、新しい工法などの採用されるに際して、人命尊重の見地から、安全性の確保のために関係各者との連絡を密にされ、さらに十分な配慮検討を加えられるべきではないのか、この二点について、特に労働大臣より所見をお聞かせ願ひたいのであります。これらの事故はいずれも民間の事故であります。しかし、行政上の責任、少なくとも道義的責任は政府が負わねばなりません。人の命、それはいかなるものにもかへることのできないものである。何をもちつても、失われた生命を償ふことはできません。残された者の悲しみは消すことができないのであります。

今回の事故ではありませんが、やはり不慮の事

続発する産業災害に關する橋本龍太郎君の緊急質問

故のために父親を失つた小学生が、いまはなき父親に語りかける詩をつくり、最近それが歌になつて町に流されてゐます。私はその一部のみ記憶をいたしてありますが、先輩、同僚議員各位の中にも、すでにその詩を耳にされた方もあるのではないかと思います。

ぼくの大好きだったおとうさま
ぼくとキャッチボールをしたのに
死んでしまつた……
おとうさまはよくいっしょに勉強してよ
ぼくにおしえてよおとうさま
どうして三人おいて死んだの
もう一度みものるって呼んで
ぼくはいい返事するよ
ぼくは悲しい
おとうさまがいらないと

このように悲痛な思いを込めた詩を二度と子供たちにつくらしてはなりません。このような詩の生まれる、そんな悲惨な事故は二度と起こしてはならないのであります。(拍手)

この小学生の悲しい叫びがこれで最後になるためにも、総理はじめ関係各大臣の誠意ある御答弁と、その実行とを心からお願ひを申し、質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣(佐藤栄作君) 橋本君にお答えいたします。〕

最近、災害が相次いで発生し、多数のとうとい人命が失われたことは、まことに遺憾にたえませぬ。橋本君は、不慮の事故で親を失つた子供の悲しみを切々と訴えられました。災害や交通事故とうとい人命が失われることは、当の御本人はもちろぬ、残された遺族にとつてこんな不幸なことはありませぬ。私がかねがね人間尊重ということを強調してゐるゆゑんであります。進歩する社会においては、ともすれば人間の尊厳が見失われがちであります。いかなる場合においても人命を軽んずるようなことがあつてはならないと思ひます。

す。国民を事故、災害から守り、その安全を確保するため、政府として行ない得ることは十分に行なつてまいりてゐる決意であります。

国民各位におかれては、経営者も労働者も、ちよつとした安全確保の油断や気のゆるみが大きな災害の因となることを十分考慮し、安全で明るく、かつ規律ある職場環境の樹立に、確立につとめていただきたいと思ひます。

私は、今後心を新たに、各種事故の絶滅に取り組み決意でありますから、国民各位の一そりの御協力を切望してやみません。(拍手)

〔国務大臣(大平正芳君) 相次ぐ事故を起こしまして、責任者としてまことに申しわけなく存じております。〕

第一の御質疑は、能率の向上を急ぐあまり災害を起こしたのではないかと申すこととでございすが、ただいま災害の原因は究明中でございすが、れども、私も見ますところ、能率の向上というよりは、ちよつとした不注意、手抜き等がかかる災害の結果したのではないかと見ておるのでございまして、問題は、保安体制の確立こそ最大の課題であらうと思ひます。

この意味におきまして、企業側に対しましては、保安に対する取り組み方をこゝで再確立をお願いしなければなりません。きのうも、午後一時、大手十六社の社長、中小炭鉱でつくつております中央石炭鉱業連合会の首脳を招きまして、私からきびしく戒告を加えたとともに、全炭鉱にわたりまして保安対策の総点検を指示いたしました次第でございまして、政府といたしましては、鉱山保安法の順守状況を定期的に、より周到に指導監督することによりてございまして、保安設備の整備、保安教育の普及、保安技術の開発等に増額を認められました予算を充たいたしまして、遺憾なきを期したいと考えております。

第二の問題として、今後の離山を促し、あるいは産炭地域の経済停滞をさらに促進することにな

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

続発する産業災害に関する橋本龍太郎君の緊急質問

六四六

りはいないかという御心配でございます。もつともでございます。したがって、今度の四次の石炭対策の実施にあたりましては、保安体制の長期的な確立ができていない炭鉱には再建交付金を交付しないという、きびしい態度をもって点検を厳重にいたす覚悟でございます。

ガス事業の、板橋のガス爆発事故でございますけれども、この対策といたしましては、政府側におきましてガス導管防護対策会議というものをつくりまして、現行の技術水準を再検討いたすことにいたしました。ガス導管の防護方法、あるいは共同溝にガス管を入れる場合の技術的な諸問題を究明中でございます。ガス事業者に対しては、導管の埋設状況をもう一度見直す、それから、保安体制の強化を指示いたしましたところ、日本瓦斯協会におきましては、保安責任者会議を設置いたしました。従来の事故を全部素材にのせて、ケーススタディの形で保安体制の強化策を目下講じてございます。

それから、事故関係者に対する補償でございますが、目下、法律上の責任の所在は警察当局が追及中でございますけれども、被害者に対する補償が遅延しては困りますので、それは別個に、東京都庁と東京瓦斯株式会社と鹿島建設株式会社、三者一体となりまして、法律上の責任にかかわらず、罹災者といふ話を進めておる次第でございます。まして、早急に解決を急ぎたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) たゞ重なる不幸な事件が発生いたしました。まことに申しわけなく存じております。

建設省といたしましては、共同溝の設置に際しましてガス管も収容するよう指導してまいりましたが、さらに、今回の事故にかんがみまして、道路管理者は共同溝にガス管を収容することについて通産省と協力いたしましてその対策委員会を設けまして、技術的諸問題について検討いたしてま

いりたい所存でございます。

また、本工法の採用について、築造する構造物並びに地質、水深等の現場条件を勘案して、適当と判断される工法を採用するものであり、リングビームの工法は、広い作業空間をとれるために作業能率が上がりましたので、新しい工法としてこの数年間使用してまいったような次第であります。新四ツ木橋で同工法を使用させましたのは、同工法の約三百基の基礎工事実績に基づきまして、請負業者の申し出を承認して施行させたのでございますが、今回の不幸な事故にかんがみまして、目下調査委員会が発足いたしました。鋭意その工法の瑕疵、その原因等を究明いたしておりますので、その解明が終わるまでは一切この工法による工事を中止するよう、各地建の局長並びに関係省庁にも連絡をいたしまして、不幸のないよう措置を講じておるような次第であります。

工事の安全管理については、工事規模の大小を問わず、工事発注の立場において十分に注意を払い、請負業者に対しては、契約上特に安全管理に留意するよう義務づけており、施行監督にあたっても十分に注意し、災害防止につとめておりますが、今後も労働省と十分連絡を密にいたしまして、さらに安全管理について万全を期するよう強力に指導してまいりたい所存でございますので、何とぞ御了承のほどをお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣原健三郎君登壇〕

○国務大臣(原健三郎君) 橋本さんにお答え申し上げます。

新四ツ木橋の現場及び茂尻鉱業所におきまして多数の犠牲者が出ました。まことに、犠牲者に対しては衷心御冥福を祈り、私も責任を痛感いたしております。また、御遺族に対しましても、つつしんでお見舞い申し上げたいと思っております。御質問の第一は、災害の補償についてでございますが、犠牲者に対しましては、労働災害補償法に従いまして一時金並びに年金を至急支給するよう、いま手配をいたしておるところでございます。

す。

それから、労働力不足が非常に激化したところ、労働者確保行政を一そう充実すべきものである。また、新技術、新工法の場合、安全性を確保しておるか、こういう質問でございますが、出かせぎ労働者が就労いたしました建設現場の労働条件につきましては、労働災害防止のために労働行政の最重要点といたしております。それで、昭和四十三年に策定いたしました労働災害防止基本計画というものがございまして、これに従って最重要政策としてその監督指導を強化いたしておるところであります。

また、ことに建設業における寄宿舎の改善、賃金不払いの防止等についても、特別の監督を強化いたしておるところでございます。

また、次に、出かせぎ労働者の就職援護対策といたしましては、就職経路の正常化、労働条件の明確化、留守家族の不安の解消をはかるために、出かせぎ援護相談所というのを新たに設置いたしました。市町村援護団体と連携を強化しております。また、くをだすからくはに帰るまで、一貫して職業安定機関がお世話をしたことにいたしておる次第でございます。

それからさらに、新技術、新工法の採用に伴う安全の確保につきましては、従来からもやっておりますが、今回の事故発生にかんがみまして、これらの配慮が必ずしも十分であったとは申しきれないことは遺憾に存しておるところでございます。それで、今後、新技術、新工法の採用に伴う問題につきましては、産業安全研究所、労働衛生研究所、労働災害科学調査団などの調査の結果を待ちまして、人命尊重という見地から、建設省ともよく相談いたしまして、新しい規制がもし必要である場合においては、所要の規定の改正などにも踏み切りたい、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、後藤俊男君提出、

相次ぐ災害事故に関する緊急質問を許可いたします。後藤俊男君。

〔後藤俊男君登壇〕

○後藤俊男君 私は、日本社会党を代表いたしまして、最近のたび重なる重大事故に対して、佐藤総理並びに関係大臣に緊急質問を行なわんとするものであります。

まず、質問に入る前に、五つの惨事、合わせて四十五名の他界された方々に対し、さらにその遺族に対しまして衷心から哀悼の意を表するものでございます。(拍手)また、かろうじて命を取りとめたとは申せ、病床に呻吟しておられる多くの罹災者に対し、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、ガス爆発事故につきましては、いさひは新聞、テレビ等で御承知のごとく、地下鉄工事現場のあとで都市ガスの中圧管が爆発し、一面火の海となり、道路わきの商店街にその火が燃え移り、一家五人がむぎさんにも焼死体になって見つかったのであります。石井さん一家以外の六世帯二十一名も、逃げのがやとであるという悲惨な事故を起こしてしまいました。

第一に、かくのごとき悲惨な事故を引き起こした原因はどこにあるのでございましょうか。新聞の報ずるところによりますと、東京瓦斯の中村広報課長は、ガス工事に伴う事故でなく、地下鉄工事による事故と言ひ、また鹿島建設板橋作業所の田口主任は、住民から連絡があったのに手を打たなかったガス会社の責任だと、責任のなすり合いを演じておるのであります。また、三月二十六日の報道によれば、東京瓦斯の安西社長は、東京瓦斯が悪者扱いにされているが、私のほうが被害者だと言ひ、その責任は鹿島にありと言明いたしておるのであります。その説明内容によれば、現場付近を十カ所点検したら、手抜き工事が一ぱい発見されたと言っております。この事実を佐藤総理に二十五日報告したと言っておりますが、これが事実とするなら、これがその原因とするならば、日

本の建設業界の代表企業である鹿島建設が、企業利益のために手抜き工事を行なったその責任たるや、実に重大であろうと思います。(拍手)断固たる処置が当然だと思います。総理並びに建設大臣はいかに思われるか、所見をお伺いいたします。

東京都の消防庁の調べによれば、三十八年以來、都内でガス漏れ爆発事故がすでに五件も起きております。しかも、都内のみを考えてみても、地下鉄工事、交通量は多い、その下にガス管と、危険な箇所は数多く隠されております。都民一同安心して暮らすことができないのが現実でございます。これらの事故を防止し、さらに前途の不安をなくするためには、原因を徹底的に追究し、厳格なる態度で処置し、絶対に防止するための方策を早急に樹立せねばなりません。さらに、住民被害者に対する補償並びに労働者に対する補償は、企業はもちろんのこと、政府としても早急かつ十分な配慮をしなければならぬと思っておりますが、政府の最高責任者である総理大臣並びに労働大臣の御意見をお伺いいたします。

次には、荒川放水路における八名生き埋めという悲惨な事故についてお尋ねいたします。

経過については、申し上げる必要もなく十分御存じのことと思います。二日、九時半から現場検証が行なわれました。その第一は、間組では現場作業員に対する技術指導を怠っていた。シートパイル関係に欠陥があったといわれております。リングビーム工法については、当時現場の技師は、土庄と違い、水庄の研究はいろいろ自然現象に伴うので、十分な研究が行なわれていないと語っております。すなわち、水庄には責任が持てないと語っております。建設省はこの工法を支持されておられた以上、安全度についてどのような見解を持っておられたのか、建設大臣にお伺いいたします。

なお、被害者八名中七名までは青森からの出かせぎの人であり、そのほとんどが一家の生計維持

昭和四十四年四月八日 衆議院会議録第二十三号

のため遠く故郷を離れ、生活をささえるための労働者であります。被災者の一人、渡辺定雄さんの奥さんは、出かせぎが危険なこととは知っているけれども、ここにいたのでは食べていけないと語っております。一番自分の住みたい故郷で農業をやりたい、リンゴをつくっている一家の暮らしを守ることができない。出かせぎに來れば命までも奪われてしまふ。一体どこでどうやって生きようと言われるのでありましようか。政治の貧困はこのように多くの生命をなくしております。口を開けば、国民総生産が世界の第三位になったといわれますが、食わんがために遠く故郷を離れ、なれない仕事で命をとりとれている、こうしなければ暮らしていけない多くの人がおられるのでございます。総理大臣はこの現実を一体どうお考えになりますようか。現状やむを得ないと思っておられるのか。いなど言われるならば、どうしようと思われるか、その方策をお伺いいたします。(拍手)

次に、今日二日、北海道雄別炭鉱炭坑閉鎖所において、死者十八名、重傷者二十八名を出したガス爆発による事故と、あわせて昨日の空知炭鉱の生き埋め事故についてお尋ねいたします。

三池炭鉱の大災害後、派遣された海外保安調査団の報告書によれば、過去十年間一度に十名以上の死亡者を出した災害は、西ドイツで三件、イギリスで四件、フランスで六件であります。しかも、わが国においては二十六件を数えており、その後九件を増し、実に三十五件に及んでおるのであります。特に昨年の五月から七月までのわずかな三月の間に、北海道、九州の六鉱山でガス爆発、坑内火災、落盤など、相次いで大事故が集中的に発生したことは御存じのとおりであります。その後、鉱山保安協議会の答申に沿って保安強化に乗り出したといわれるが、いかような対策を、どのように具体的に進められたか、通産大臣にお伺いいたします。

今回の惨事の原因は、生産第一主義で、安全点検に手抜きがあったのではないかとと思われる

相次ぐ災害事故に関する後藤俊男君の緊急質問

す。茂尻炭鉱は、昭和三十年、ガス爆発により六十名の死亡者を出したガス爆発危険炭鉱として要注の炭鉱であったにもかかわらず、万全の対策が行なわれなかったことは、いかなる原因によるものと判断するか。また、昨日、空知炭鉱において、坑内出水事故により五名の行く先不明を出しているが、本炭鉱は北海道炭坑汽船株式会社から分離され、いわゆる第二会社であり、昭和四十一年に十二名の死亡者を出した炭鉱であります。かような炭鉱に、いかなる原因で再びこのような事故が発生したか、通産大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

さらに、茂尻炭鉱につきましては、石炭産業合理化のありを受け、三月二十八日、会社側から分離して別会社をつくるという合理化案が提示され、その是非論をめぐって労使間の交渉中であつたと聞いております。現在かなりの負債をかかえ、すなわち、採算悪化で生産第一主義にあらせられたところに、事故発生の原因があると思われまふ。石炭産業におけるこのような人命軽視は、久しくわれわれが指摘してまいりましたところでありまふ。事故のたびに、経営者は保安第一主義を強調しますが、これが一片の弁明にすぎないことは、依然としてあとを断たない事故の発生が雄弁に物語っております。もはや、かくのごとき経営者の手に炭鉱労働者のとうとう命を預けておくことはできません。政府はこの際、全国全炭鉱の総点検を行ない、具体的な安全対策を実施すること、この場で国民の前に約束をしていただきたいと思つてございます。総理大臣並びに通産大臣の明快なる御回答をお聞かせいただきたい。

次に、医師、患者、四名が死亡した東大病院の事故についてお尋ねいたします。

国民すべてが医学の最高峰と思つてゐる東大病院で、なぜこんな事故が発生したのでございませうか。病院とは命をとるところではございせん。生命を守るべき場所でありまふ。その直接の原因につきましては現在調査中と聞いておりま

すが、ぜひ徹底的なる調査を政府の責任で行なうべきであります。昭和四十二年一月、アメリカでアポロ一号の酸素気密室で火災を起こし、三名の宇宙飛行士が死亡されたことは有名であります。わが国におきまして、同年十月、岐阜の病院で高圧酸素タンク爆発で患者が死亡いたしました。また、四十三年の二月には、埼玉県で高温度酸素保育器が爆発しまして乳児が死亡いたしました。

このように同種の事故がたび重ねて発生している原因は、医療機器は、薬事法に基づいて厚生省がその製造、基準、取り扱いについては指導、監督の義務を負っているにもかかわらず、これが実行されていなく、原因があると思ひます。聞くとところによれば、高圧酸素治療室の機械を製造する場合、厚生大臣の許可を必要とするが、機械そのものの基準はメーカーの責任にまかされた形であります。納入後は法律上の安全規程もなく、定期検査もなされていなく、これが事実とするならば、担当大臣としての厚生大臣は、このような怠慢をどのように責任をとろうと思つておられるのでございませう。また、全国の病院には五十基以上に及ぶといわれるこの治療タンクの取り扱いについてどう処置されるのか、明快なる御回答をお願ひいたします。

また、罹災された患者並びに医師に対する災害補償と、東大病院に対する賠償はいかに考へておられるか、これまた厚生大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

荒川の事故といい、東大病院の事故といい、土木、医学における最新技術が引き起こした悲惨な事故は、最高に性能のよいものほど最高に危険が大いという安全の基準原則を忘れ、これに対する対策を怠つたところにその原因があるかあります。人命尊重の安全対策が実行されているかいは、国民の生命に対する佐藤内閣の姿勢にあります。生産第一主義、安全無視のため、昨年一年間で六千名近い労働者が死亡いたしました。

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

相次ぐ災害事故に関する後藤俊男君の緊急質問

六四八

また自動車事故は、昨年、死亡者一万四千名、負傷者八十一万人の多数にのぼっておるのであります。打ち続く災害、事故、毎日毎日生命が奪われていく国民の姿を一体どう思っておられるのでしょうか。総理大臣、あなたは口を開けば平和とか人間尊重を言われますが、国民が日に日にこのように多数、しかも、人災によって生命を奪われていることを御存じないのでしょか。国民は毎日毎日不安な中で暮らしておるのであります。どこに平和があり、どこに人間尊重があるのでしょうか。いまここで、あなた人間尊重がから念仏に終わっていることを追及してみても問題の解決にはなりません。これからこのような災害事故から国民の生命を守るため、具体的にどのような施策をどのように行なっていくのか、重大であります。その方針をお聞かせ願いたいと思ひます。(拍手)

また、最後に労働大臣にお尋ねいたしたいことは、今日の災害補償の額についてであります。人の命は地球よりも重いといわれています。人の命に値段をつけるわけにはまいりませんが、今日の労働基準法、労働災害補償法に規定されている遺族補償額があまりにも少額であります。国際基準からも著しく低い額であることを指摘しないわけにはまいりません。現在二子を有する未亡人の場合、遺族年金は、西ドイツでは労働報酬の七〇％、フランスにおきましては労働報酬の六〇％であるにもかかわらず、わが国では四〇％であります。ILO百二十一号、業務災害における給付に関する条約におきましても五〇％になっておるのであります。何ゆえかかる少額な遺族補償を放置するのか、政府はすみやかに労基法、労災法を改正すべきであると思ひますが、労働大臣のお考えはいかがでございますか。

最後に、政府の最高責任者である佐藤総理大臣はじめ各大臣に申し上げます。

あなたたちは、国を守る気概を持って国民に言われますが、そんなことを口にする資格はありません。

せん。今日、国民の安全すら守られていないのであります。戦争こそ行なわれておりませんが、それに匹敵する多数の犠牲者を出しておるのであります。人間尊重、りっぱなことでございます。しかし、これが実行されないところに多くの悲劇が生まれております。今回の五つの災害を見てみましても、すべて経営者の責任であり、指導、監督する政府の責任であります。安全を無視した激しい合理化をやめ、もうけ主義をてきし、いまこそ国民の安全を守る気概を持つべきであります。その気概を持つべきはあなたたちであり、社会的責任を自覚しない経営者であることを申し添えまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) まず、板橋のガス爆発事故についてであります。その原因は、目下鋭意調査中でありまして、どこに責任があるかはまだ判然としておりません。ただいまのところ最も大事なことは、できるだけすみやかにこれを究明して、その原因の所在を明確にし、かかる上で必要な対策並びにその責任を追及することにある、かように私は考えております。したがって、現在の段階では、鹿島建設の責任を云々するわけにもまいりませんし、東京瓦斯の責任を云々するわけにもまいりません。工事を請け負った業者の責任、その下請業者の責任、あるいは下請業者を監督する立場における責任、工事の竣工を認定したガス会社側の責任、工事の設計者の責任、あるいはその他第三者の責任、さらには、これらの複数の責任の組み合わせ等々、いろいろの場合が想定されます。いずれにせよ、当面の急務は、その原因を徹底的に究明することであり、その原因に応じて適切な事故防止対策を講ずることです。関係者が責任のなすり合いをなすようなことがあれば、きわめて恥すべきことであり、私は、企業が企業体としての責任を自覚して、互いに協力して、真の責任の所在を明白にするよう、かように努力することこそ、関係企業の

当然の責務である、かように考えております。被害者の方々に対する補償は、当然事故責任者が全面的に行なうべきであり、政府としても、事故原因の究明と事故の善後処置が完全に行なわれるかどうかを十分見守ってまいり、被害者の方々のために万全の処置を講じてまいるつもりでございます。

次に、出かせぎの存在は政治の貧困のあらわれであるとおしかりであります。私には、日本の農業から兼業農家が姿を消し、すべての農家が自立経営農家となり、単作地帯からは季節的労働者すら出なくなるといった事態が簡単に実現されるものとは思いません。社会党の諸君ももう少し地面にしっかりと足を付けて、的確なものの見方をしていたいただきたいのだと思ひます。(発言する者あり) 要は、出かせぎそのものの当否ではなく、出かせぎの方々の権利を守り、その職場環境の改善と労働条件の改善を確保するため、応分の指導、監督をなすことこそ政府のつとめである、かように考えております。

次に、災害から国民を守る具体的方策についてお尋ねがありました。具体策としては、それぞれ職場においてそれぞれの対応策があるべきものであつて、一がいには答弁いたしかねます。ここで申し上げられることは、すべての場合において何よりも大切なことは、人間尊重の精神に徹することであると思ひます。家庭を愛し、職場を愛する気持ちは、国を愛する気持ちに通ずるものであると考えます。逆に申せば、国を守る気概こそ人間尊重の精神、ヒューマンイズムの精神であり、後藤君のように、国を守る気概と国民の安全を守る気概とが全く別ものとするような認識はぜひ改めていただきたい、かように私は思ひます。(発言する者あり、拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) お答えいたします。板橋のガス爆発事故に関しましては、ただいま

総理も御答弁に相なりましたこと、目下事故現場について、鋭意その実態と原因の究明に調査をいたしておるような次第であります。その調査の結果が出ました事実を踏まえまして、厳正に処置をいたしたいと考えております。

次に、新四ツ木橋の工法については、築造する構造物並びに地質、水深等の現場条件を勘案しまして、適当と判断される工法を請負業者が採用するものであります。新四ツ木橋でリングビーム工法を使用せましたのは、同工法がこの数年來使用されて、約三百基の基礎工事実績もあつたもので、請負業者の申し出を承認し、施工させたものであります。この不幸を再び起こさないように、先ほども申しましたように、調査委員会の結論を待ちまして、十分厳正に配慮をいたしたい覚悟であります。御了承願ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 茂原、空知両炭鉱の災害の原因につきましては、目下調査中でございますが、しかし、先ほども御答弁申し上げたとおり、私どもの見方は、ちょっとした不注意が大きな災害を招いたものではないかと見ております。と申しますのは、鉱山保安規則によりまして、入坑前あるいは作業期間中、可燃性のガスの測定義務がちゃんとあるわけでございますが、それが十分守られておりましたならば、こういう事故はなかつたのではないかと、こういふ事故はなかつたのではないかと、したがって、この一般の保安責任の地帯ということこそ最大の問題であらうと存じまして、昨日も関係者を集めまして厳重な戒告をいたしましたとともに、御指摘のように、全国の全炭鉱に対して総点検の指令を出したわけでございます。この指令を出しましたあと、私どももいたしましては、追跡の調査を急ぎまして、びしびし改善命令を出してまいりたいと考えております。

それから、従来、保安統括者に対する行政処分等につきましては十分でなかつたところがあつた

すが、これからは厳正に処分をしてまいらうと考
えております。

それから、政府のとりましたその他の助成策等
につきましても、橋本議員にお答え申し上げたと
おりでございます。

それから、長期の保安体制の問題は、先ほども
御答弁申し上げましたとおり、新石炭政策を軌道
に乗せる前提として、保安体制の確立を
十分見きわめた上でなければ、再建交付金の交付
その他の措置に出ないというきびしい態度をとつ
てまいる決意でございます。(拍手)

〔国務大臣原健三郎君登壇〕

○国務大臣(原健三郎君) 後藤さんにお答え申し
上げます。

労働省といましては、新四ツ木橋の事故に
ついて、事故発生直後、直ちに係官を派遣する
とともに、奥村東大教授を団長とする労働災害科学
調査団を編成して、すでに三回にわたって調査を
行ないまして原因の究明を急いでおります。そし
て、この結果に基づきまして、いろいろ対策をや
りますが、同種災害が再び起こらないよう、災害
事故防止対策を確立する決意でございます。

それから、災害に被災された労働者の療養
等につきましても、万全の措置を講じており、今
後とも遺漏なきを期したいと思っております。

なお、なくなられた労働者の遺族及び被災
労働者に対しましては、労働補償につきましても、迅速
に保険給付が行なわれるよう手続を進めておると
ころでございます。

さらに、全国の石炭鉱山の保安を総点検すべし
というところでございますが、これはいま通産大臣
からお答えになったとおりでございます。通産
当局を督促いたしまして、石炭鉱山の総点検を進
めていきたい、こう思っております次第でございま
す。

最後に、雄別炭鉱等の災害に被災された労働者
に対しましては、万全の医療対策を講じます。また、
なくなられた方々の遺族に対しましては、遺族補償の

年金を支給し、遺家族である限り、終身年金の保
障を受けることになっております。

御指摘になりました労働基準法並びに労災保険
法を改正するのがよろしかろう、あまりにもその
補償金が少ない、こういう御意向でございますが、
こういう意見も方々にはございます。各方面
の要望がありますので、現在労災保険審議会に検
討をお願いしておる最中でございます。その答
申が出ましたら、政府としては、その結果に基づ
いて善処する決意でございます。(拍手)

〔国務大臣斎藤昇君登壇〕

○国務大臣(斎藤昇君) 相次ぐ災害によりまして
多くの人命が失われ、また、傷害を受けられた方
が多数出ましたことは、厚生省といましては、
まことに残念であり、また遺憾でございます。ま
た、なくなられたお方、御遺族の方、傷つかれた
お方に対しましては、心から敬弔の誠をささげる
次第でございます。

高圧酸素治療装置につきましては、これを販売
するために業として製造をする場合には、これは
認可を得なければならぬことになっておるのでござ
いまして、厚生省といましては、認可の際
には、その安全性及び性能の面から厳重な審査を
行ないまして、およそ正しく使用される限りは事
故が生ずることのないような配慮を尽くしている
のでございます。

また、製造承認にあたりましては、不適正な
使用による事故を防止いたしますために、その
取り扱い及び使用に際しまして留意すべき事項
として、次のような事項をその装置に表示させ
ることとしております。一つは、耐圧性圧
力計について、少なくとも毎年一回定期検査の
実施をすること。二つには、発火、爆発、スパー
クなどの発生するおそれのあるもの、油脂類
などの可燃性物質のタンク内への持ち込みの禁
止。三つには、可燃性の消毒剤、麻酔剤、電気メス
などの使用の禁止というような注意事項を書き、
これを順守させるようにいたしておるのでござい
ます。先日東大の付属病院で起こりました事故

は、特に人命を預かるところで、しかも、治療の
中において起こった事故でございますが、この東
大において用いられておりました高圧酸素の治療
装置は、東大が研究用に開発をし、そして、東大
の考えによつてメーカーに試作をさせ、それをま
た他のメーカーに改造をさせていたものでござい
まして、厚生省の認可した業者が売り込んだもの
ではございません。したがって、それだけに、
私は、東大の医療機関といましては、人命につ
いて全責任をもつて考案をせられ、全責任
をもつて使用についての留意をしておられたこと
だと、かように思うのであります。また、たまたまあ
いいう事故が起こりました。ただいま原因を司直
の手において、また、関係のその道の大家の連中
が集まって検討をしておられるわけでございます。

そこで、厚生省といましては、厚生省の認
可をいたしましたもの以外につきましても、そう
いうように医療機関自身において開発し、医療機
関自身においてつくつて用いられるものも相
当でございますが、これらの安全使用につきま
しては、それらの結果も踏まえ、また、ただいま検討
をさせております専門家の結論も得まして、全病
院につきましても、安全の確保に十分留意させる
ようにいたしたいと思っております。

なお、損害補償の点について私にお尋ねでござ
いまして、これは文部省の所管でございます。そ
で、文部大臣も十分補償には万全を期する所存で
おられると私は承っておりますが、きょうの御質
問の次第もございまして、御意見の点を十分お
伝えいたして、遺憾なきを期したいと思ひます。
(拍手)

○議長(石井光次郎君) 次に、内海清君提出、相
次ぐ災害事故に関する緊急質問を許可いたしま
す。内海清君。

〔議長退席、副議長着席〕
〔内海清君登壇〕

○内海清君 私は、民社党を代表いたしましたして、
最近多発いたしております災害につきまして、若
干の質問をいたしたいと存じます。

質問に入るに先立ちまして、雄別炭鉱のガス爆
発、荒川放水路の水没事故、板橋のガス爆発、東
大病院の爆発事故等により、その犠牲となられま
した方々に深く哀悼の意を表しますとともに、
御遺族に対し、心からお見舞いを申し上げる次第
でございます。(拍手)

わが国の災害は、風水害、地震、交通災害、炭
鉱の爆発等、その内容は多岐にわたっており、最
近の実情は、国民の生命、財産の安全を守るとい
う基本的な対策が全く確立されていないと申し
ても、決して過言ではないと存するのであります。
特に災害につきましても、超党派的な立場に立
ち、予防をはじめとして、救助、復旧に万全の処
置を講ずべきだと思ひるのであります。

国民は、まず生きるために働き、社会生活をよ
り幸福にするため、日夜勤務に従事いたしてお
るのであります。しかるに、働くがゆえに傷つき、
病におかされたりすれば、これは人生最大の不幸
といわなければなりません。国民が人生の幸福を
求め、社会生活を営むとき、その幸福を踏みにじ
るような災害の発生を放置することは、一日たり
とも許されるべきではありません。国民は災害の
危険から防護し、その健康を保持し、財産を守る
ことは、まず第一に、政府に課せられた重大な責
務であります。(拍手)しかし、政府は、みずから
その責任を回避し、防災について積極的な姿勢を
示さない態度は、徹底的に追及するべきであると
存じます。この際、災害一般につきましても、政府
の基本姿勢と佐藤総理の決意のほどを承りたいと
存するのであります。

次に、技術革新の進展はきわめて目ざましく、
わが国産業経済の高度化、近代化を急速に推し進
めてまいりました。そして政府は、事あること
に、経済の繁栄は人間尊重と社会福祉の向上にあ
ると申されておるのであります。しかしながら、

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 相次ぐ災害事故に関する内海清君の緊急質問

その反面において、痛ましい産業災害があると断たないことは、まことに憂慮すべきことであります。この原因は、政府が今日まで生産第一主義を唱え、人命を軽視したことによるものであり、このことは、いまだにあとを断たぬ類似の災害の多発が何よりも雄弁に物語っているところであり、す。〔拍手〕

いかに経済の発展が得られなくても、人間の生命や健康が優先的に尊重される社会でなければならぬ、国民のための社会とは申されません。この点について佐藤総理の御所見を承りたいと存ずるのであります。

次に、炭鉱災害についてお伺いしたいと思ひます。

北海道の雄別炭鉱におきまして、死者十八名、重軽傷者二十七名という悲惨なガス爆発が発生いたしました。また昨日は、空知炭鉱空知鉱におきまして、出水による崩落により五人の方の生き埋め事故が発生したことが伝えられておるのであります。北海道では、昨年美瑛炭鉱、平和炭鉱のガス爆発、炭じん爆発等、炭鉱災害が多発し、年間の死者百七十三名のぼろの記録を出しましたことは、いまだに記憶に新しいことであると存ずるのであります。暗黒の地底の奥深いところで発生する炭鉱災害は、崩落、炭じん爆発、ガス爆発、そのどれ一つが起ころうとも直ちに人命を奪う惨事につながるものであり、特にガス爆発は一挙に多数の犠牲者を出すという、これほど痛ましい事故はないのであります。

このような相次ぐ炭鉱災害の態様を見ても、経営者が生産第一主義におちいり、自主保安体制の欠陥、保安施設の不備あるいは手抜き、さらには従業員に対する保安教育の不徹底等、いわゆる人災ともいふべきものが、最近の炭鉱の事故原因となつてゐるのであります。すなわち、自主保安に対する経営者の無責任とあわせまして、人間尊重の基本理念から逸脱した政府の無為無策が炭鉱災害の頻発をなしているものであります。政府は、危機に瀕している石炭産業のために、一日も早

く事故の真因を突きとめ、保安対策の強化徹底にさらに万全を尽くすべきであると考へますが、この点につき、通産大臣の御見解を承りたいのであります。〔拍手〕

次に、都市改造の問題についてお伺いいたします。

最近、大都市では、都市改造の波に乗って地下鉄の敷設や道路の建設、改修工事が大幅に進められておりますが、そのために起こる事故で国民が思わぬ被害を受けることが多いのであります。板橋のガス爆発事故、大阪のガス中毒死等は、いまだに記憶に新しいものであり、このほか、工事による水道管の破裂、道路の陥没、建設資材の落下等、国民が受ける物的、人的被害が数え切れないほどであります。もちろん、都市改造や再開発は、産業の発展にも、人口の都市集中化に対処するためにも必要であることは否定いたすものではございませんが、しかし、その生命、財産が脅かされるようなことは、決して許されるべきではありません。さまざまな工事をし、その工事を監督すべき立場にあったガス会社、検査した都市交通局等、事故を未然に防ぎべき機会は何回もあったと思ふのであります。それをチェックすることができないまま、その悲惨な事故が発生させた国の責任はまことに重大で、人命尊重の精神が欠けていたというはかないのであります。

都市改造とは、本来、国民が住みよく、生活しやすくなるために行なうべきものであります。ところが現在では、それが逆に住みにくくなるばかりか、生命の危険さえ伴うものであり、今後、都市改造を本来の目的にかなつたものとするため、いかなる対策を考へておられるか、建設大臣としてのこれに対する決意のほどをお示しいただきたいと存ずるのであります。

最後にお伺いしたいのは、最近、重化学工業のみならず他の多くの産業におきまして、技術革新が急速に進歩し、しかも内容が、未経験の新物質の登場、オートメーション化等により、その

保安対策は、従来の対策に比較し、質的な転換を要請されております。にもかかわらず、現在、政府の行なつておりますなまぬるい消極的な保安対策では、この急激な流れに全く対処できないことは火を見るより明らかであります。加えて、今後における産業の推移を考へますとき、いよいよ業種は許されず、技術の進歩は災害の大型化、また、新たな職業性疾患を生み出す危険が非常に多いと申さなければなりません。

この点について政府は今後いかなる方針で対処していくのか、佐藤総理に、国民の納得する明快な御答弁をお願いいたします。私の質問を終わります。〔拍手〕

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) お答えいたします。

ただいま、政府の責任は、災害から国民の生命、財産を守るにある、かように御指摘がございました。私もそのとおりと考へます。今回の災害によりまして多数のとうとう人命、また財産を失われた、まことに残念、遺憾に存する次第であります。そういう意味で、これに対する対策は、それぞれの所管大臣からもお答えしたとおりであります。私は、ただいま内海君が御指摘になりましたように、この種の相次ぐ災害、これは産業中心対策ではないか、かような御指摘であります。この点については、先ほど来政府当局がお答えいたしておりますので、私からは重ねてお答えいたしません。さような意味ではない、私が口ぐせのように言う人命尊重に徹すべきだ、かように私は考へますので、ただいまのような点において、誤解のないようにお願いいたします。

次に、最近の近代科学から生まれてきた機械等の取り扱い方について、東大病院の災害等を例にしての御意見がございました。私は、最近の医療施設の中におきまして、患者とお医者さんが同時になくなる、かような災害が起きたということ、これはほんとうに心から残念に思う次第であります。

ります。私は、いかなる新鋭の科学の粋を集めた機械であつても、安全対策に手抜きがあれば、これは文明の利器であるとは申せないと思ひます。科学者たる者は、当然安全を第一義に考へるべきものであると考へます。また、いかに完全なる機械、施設であつても、それを利用する者に心のゆるみがあつては何にもなりません。いずれの場合におきましても、すべての人たちがお互いに人命を尊重する精神に徹して、そうして事に当たつていただくことが何よりも肝要である、かように私は考へるのであります。

その他の点につきましては、それぞれの所管大臣からお答えいたします。〔拍手〕

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 災害についての政府の責任の御追及でございますが、私どもとしては、鉱山保安法に基づきます厳重な監督指導に加ふるに、保安施設、保安教育、保安技術等に種々の助成措置を講じておるのでございます。しかしながら、御指摘のように、最近の状況にかんがみまして、十二月の中央鉱山保安協議会の御答申にもありますとおり、経営者の主体的な努力、保安意識の向上が一そう大事であるという意味におきまして、それを促すために、長期保安計画を今度の石炭企業再建の前提としたのでございます。同時に、先ほども御答弁申し上げましたとおり、法規違反その他の行政処分は厳正にやつてまいるつもりでございます。

さらに、ガス抜き、密閉等についての助成措置を新たに講じますとともに、保安の機器、保安教育の助成措置は一そう強化してまいりまして、御期待にこたへたいと考へております。〔拍手〕

〔国務大臣坪川信三君登壇〕

○国務大臣(坪川信三君) お答えいたします。

都市改造及び都市再開発等の市街地内における土木工事は、人口、家屋の密集地域における事業でありますので、工事施行には特に慎重を期してあり、機会あるごとに次官、局長通達等を通じてま

して、工事発注者及び施行者に対して保安上必要な措置について指導してまいってきつておる次第であります。今後とも、地下埋設物等については共同溝の設置の促進をはかり、ビル建築の際の事故防止、地下埋設物に対する施行上の配慮等について、なお一そう十分指導、監督を強化してまいりたい所存でございますので、御了承願いたいと思います。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 次に、小川新一郎君提出、相次ぐ災害事故に関する緊急質問を許可いたします。小川新一郎君。

〔小川新一郎君登壇〕

○小川新一郎君 私は、公明党を代表いたしました。最近のたび重なる重大事故で一瞬のうちにとうとう命を失われた多くの方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族の方々に衷心より哀悼の意を表し、深い憤りをもちて事故の原因を追及することにも、質問をいたすものであります。わが党は、直ちに北海道及び各事故現場の調査及び救援対策に手を伸ばしたのであります。現地からの声は、いずれも悲痛な血の叫びががががとっておりまして、災害は忘れたころにやってくるというのを忘れるほど次々にやつてまいります。おそれるべきは、天災にあらずして人災であります。こうして私が質問している間にも、わが国の西に、東に、また北に、都市に、農村に、山といわず、川といわず、災害の生じない日のないことを深く悲しみ、憤るものであります。山海空市、人の命免れがたしとは、まさにこのことを言うのであります。

近代福祉国家をもつて任ずるわが国の近時におけるこの異様怪奇な姿は、一体何を物語るものでありましょ。産業優先の高度経済成長のひずみか、または現代政治の本質的貧困性にあるのか、あるいは指導者の福運の尽きた国の姿なのか。総理、あなたは防災会議の最高責任者として、この災害時代の到来を思わせる世相を、根本的にいかに考え、対策を講ぜられるのか、お伺いいたします。(拍手)

新四ツ木橋事故におきましては、急遽建設大臣を現地に派遣し、その対策を講ぜられ、また参議院における質問に対しては、原労働大臣は八十キロの巨体をふるわせてむせび泣いたといわれております。その行動、その態度はまことによしとするも、災害が起きて泣くよりも、起こさないために泣く姿こそ、真の為政者の姿ではないでしょうか。強く反省を求めたものであります。(拍手)

わが国は、世界有数の地震国であり、台風常襲地帯国であります。自然災害の悲劇は、全面的にはこれを回避することはできません。しかし、人災の絶滅は、人間の英知と努力によって必ず可能であり、政治の力によって断じてなす遂げられるのであります。防災政策の基本原則は、災害を未然に防止するため、災害予防対策を強力に推進し、大衆福祉の立場に立つて国民の身体及び財産を災害から保護し、もって個人の幸福と社会の繁栄の確保に資することですが、事故が起つてからあとの政策は無意味であるばかりでなく、むしろ政治的責任を問われ、さらに、法的にも国家賠償責任のおそれがあります。事故の防止は、すべてが人命尊重の立場に貫かれて初めてなし得るものであり、今日の工業化時代には、科学技術の反面、それに原因する事故が生じ、安全の保持について厳正な配慮を欠くときには、事故もやむなしという危険な誤った考えを生ずるおそれがあります。最高に性能のよいものは最高に危険であり、科学技術の発達は、相次ぐ死の悲劇を生み、民族自滅の序幕と化するかも知れません。したがって、科学技術の進展を望まないわけではありませんが、その反面、人命尊重の思想が強く優先しなければならぬのであります。政府は強力な指導体制を確立し、安全性について、より人命尊重の立場から、信念を持って強く指導すべきであります。総理の具体的な態度をお聞かせください。

い。(拍手)
次に、茂尻炭鉱のガス爆発事故についてであります。

この炭鉱は、昭和二十五年、ガス爆発があり、三十年には死者六十人、重傷者十六人を出すという事故のあった、いわゆる「くづきの炭鉱」であります。このように、同一炭鉱でたび重なる事故を起こしたことは、明らかに政府の保安監督指導の欠除によるものであると思いますが、その点、政府はいかに考へておられるのか。また、事故の原因は、ダイヤモンドのハッパによるガス爆発ではないかと思われま。五〇程度のガスがあったと聞きますが、ハッパ前のガス量の測定はしていたのか。また、全国の炭鉱のうち、ハッパ採炭をやっているものは二〇％もあり、最近ガス爆発による災害が目立っておりますが、どのような対策を講じておられるのか、明らかにしていただきたいと思ひます。

昨年一年間において、北海道内だけでも百七十三人の死者を数えており、昭和四十年には、全国の死者は六百四十一人にのぼっております。近年、事故発生率は、実質的には大幅に上昇しております。空知炭鉱でもまた事故がありました。これは作業環境の悪化を如実に物語るものであると思ひますが、炭鉱の災害予防についてはどのような施策を講じておられるか、お伺いしたい。

最近、炭鉱では閉山ムードが高まり、保安に対する熱意もないことが、重大な災害要因となつていられるといわれております。現地のある炭鉱夫も、会社にはしゃん閉山すると見てか、炭鉱内の保安対策には手を抜いていたからだ、ふんまんをぶちまけております。このような企業姿勢に対し、どのような具体的な対策を講じたのか、御説明をお願いしたいと思います。(拍手)
政府は、二月十八日、道内の全炭業所長を集め、重大災害を起こしたら厳重なる態度で臨むといっておりますが、その厳重なる態度とは具体的にどのようなものであるのか、お示しいただきたいと思ひます。

たいと思ひます。
次に、重要な問題は、遺家族に対する補償であります。死者のうち四十歳以上が八人、五十歳以上が六人で、その大半は中高年齢層の人々であり、まことに同情にたえず、涙なきを得ません。起り得べく、かつ予見できた事故を、保安対策軽視のため未然に防止し得なかったものであるならば、法定されている僅少な遺族補償や遺家族の就職を、一企業のみゆだねておくことは許されなことであります。政府はいかなる措置と対策をとる考へであるか、特にこの点についてお伺いいたします。(拍手)

第二は、板橋のガス爆発事故についてであります。何の罪もない一家五人の焼死という悲劇を生んだ原因であります。事前に住民を避難させるための正しい措置がとられていたならば、人命を救うことは可能であつたろうと思われま。そこに行政上、保安上の手落ちはなかったか、お伺いいたします。

すでに事故発生以来二十日間を過ぎようとしておりますが、その原因について、いまだにガス会社と地下鉄工事を担当した建設会社が互いに責任のがれの主張をなし、補償の譲り合いを行なっております。政府は、被災者のことを完全に忘れたのか。なぜ事態を傍観しておられるのか。それはあまりにも無責任な態度ではないか。総理の見解をお伺いしたいと思ひます。
世界の大都市で、東京はど掘り返し工事をたくさんやつてゐるところはありません。しかもその地下は、まるで危険な埋蔵物に満ち満ちたジャングルであり、今回の事故も、ずさんな都市計画を進めている政府の都市建設行政の一端を暴露したにすぎないと思われま。さらに、あの爆発現場においては、このわずか三カ月間に三十四回もガス漏れ騒ぎを起してあります。それにもかかわらず、何ら抜本的な補修措置を講ぜず、あの大惨事

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 相次ぐ災害事故に関する小川新一郎君の緊急質問

六五二

を招いたのであります。このような企業側の態度に対し、関係官庁はいかなる監督指導をしているのか。これは企業者の責任であるとともに、明らかに監督官庁の怠慢によるものであります。よって、民事的損害賠償のことは当然でありましようが、それとは別に、国家賠償責任が生じないのか。さらに、現行刑法を改正する必要はないのか。また、ガス管事故発生の原因が、他の工事との関連において生ずる複雑なものが多いと思われるが、今後の事故防止対策をいかに考えておられるのか、お答え願いたいと思います。(拍手)

この事故からわずか半月も経過しないうちに、水戸市において、高圧ガスが圧力調整されずに各家庭に流され、六十名に余る主婦がガス中毒を起こしております。もし発見がおくれれば、大量の死者を出す大惨事にもなりかねないといわれております。しかも、ガス圧力調整器の取りかえ工事後には、何ら検査は行なっていないということも指摘されております。これに関して政府の見解をお伺いしたい。

また、去る四日には、国立東京大学付属病院の高圧酸素ガスタンク爆発事故が発生しております。医学の新兵器が一変して凶悪な殺人兵器化したのであります。厚生省は、最近になってようやく安全基準について検討を始めたといわれておりますが、全くおそきに失したものでないかと得ません。この事故は、公の営造物の管理に瑕疵があったために他人に損害を生じたものでありますので、当然に国家賠償法により国は賠償する責めに任ずるものと思われませんが、政府の所見を承りたいと思います。

次は、相次ぐ火災事故についてであります。昨年十一月の有馬温泉、磐梯熱海温泉ホテルの悲劇、さらに、先日の東京新宿のトルコぶろにおける惨事等、最近、旅館、ホテル、トルコぶろ等レジャー施設の火災事故が続発しております。事故発生後、監督官庁は必ず、幾度も注意はしていたといつて責任を回避するのが常であります。これ

らレジャー施設は営利に急なあまり、その公共性を忘却し、火災対策に対して実に無神経であり、消防法、建築基準法等の法規違反が公然と行なわれているのが実情であります。わが党は、すでに観光地、旅館の火災発生の場合における人命の安全確保に関する法律案を準備しております。政府は、なぜにこれらの安全確保のための措置を完全に講じ得ないのか、政府の見解を明らかにしていただきたいのであります。

新四ツ木橋事故についてであります。建設省のサゼスチョンによってリングビームという新工法が採用されておりましたが、それは特許申請中のものであり、建設省は、この工法についての調査研究をなし、いかなる根拠に基づいてこれを採用されたのか、お伺いしたいのであります。(拍手) また建設省は、直轄工事の責任者として、いかなる責任をとられるのか、その決意をお伺いしたいのであります。

最後に、国民災害共済制度についてであります。

昨年の五月二十八日の衆議院災害対策特別委員会におきまして、全国に公明党の主張で実施されている交通災害共済制度のシステムを災害にも適用し、全国災害共済制度を設け、個人救済をはかっていくべきであるという趣旨の質問を私はいたしました。これに対し佐藤総理は、交通災害共済制度はたいへん進んだ考え方で、全国災害共済制度の提案も、なかなかいい着想だという趣旨の答弁をなされたことは、総理、御記憶のことと思ひます。総理は、相次ぐ事故発生にかんがみ、国民災害共済制度の立法化をなす御意思があるのかないのか、お尋ねいたします。

以上、質問の要点のみを申し述べましたが、私は、政府に対し、災害対策の万全を期すべきことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
小川君にお答えいたします。

たします。

災害が相次いで発生していることは、人命尊重の見地から、まことに残念に思っております。災害防止のために政府としてとるべき方策と決意につきましては、すでに繰り返し、この席上から申し上げておりますので、あらためて申し上げません。お許しを得たいと思います。

ただ、一つここで指摘しておきたいことは、安全の基本、これは一瞬の心のゆるみから起こることが多いのではないかと。だから、この心のゆるみ、これを起こさないことが最も大事なことであって、この点は、いわゆる暴力を憎む心と相通するものがあるように思ひます。(変な論理だよと呼ぶ者あり) わずかな災害は災害とも思われない、少々のけがは、その発生は、これまた軽く、たいして気にしない、かような風潮が出てくるところに、私は危険があると思ひます。

たゞいま、変な論理だと言われましたが、私は、さういふ意味で、軽微な問題だといって見過ごしておる、そこに一つの問題がある、このことは特に指摘したのであります。(拍手)

次に、安全防止について政府が責任を持つてのおしかりでありましたが、もちろん、政府としてなすべきことについては、今後一そう励行してまいらねばなりません。しかしながら、ともすればすべての責任を政府に問おうとする傾向、これは裏返せば、すべての場合に政府がたよられていく、かようにも考えられるのであります。これはやはり国民全体の問題として考えていただきたいと思ひます。災害の防止は、経営者にとつても、勤労者にとつても、わが事として最善の努力を払って、災害を起こさないようにする、こういふことがしていただきたいのであります。政府は、もちろん政府のなすべきことはいたします。また、各人が、みずからも災害から不幸な状態を招かないように努力するということを、私は申し上げたいのであります。

次に、ガス事件につきまして、関係者が責任のなすり合いをやっているということ、先ほども申し上げましたように、全く遺憾に思っております。関係者が一致協力して事故の真の原因を究明し、すみやかに安全対策を講ずることこそ、被害者の方々に對するせめてもの責務である、かように思ひます。

また、いろいろお尋ねがございましたが、それらの点は関係大臣からお答えするとして、最後に、国民災害共済制度の立法化について私の意見を聞かれました。これについて私の考え方を申し上げてみたいと思ひます。

最近の交通災害の増加に対応して、地方公共団体の交通災害共済制度や市中金融機関の定期預金とリンクした保険制度等を自主的に活用される機運が高まってきたことは、歓迎すべき現象であると思ひます。本来、個人災害は、個人の自主的回復に待つべきもので、国が関与するのが適当かどうか、また、その関与する場合のあり方にはむずかしい問題がありますので、今後このような傾向がどのように発展するか、また、市町村の共済制度が円滑に運営されていくかどうか等を十分見守りながら、さらに慎重に検討してまいりたい、かように私考えております。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣坪川信三君登壇〕
お答え申し上げます。

先ほども申し上げたごとく、この不幸な四ツ木橋の事件が発生いたしましたとともに、建設省といたしましては、直ちにその原因の究明と、またその工法の適否を技術的に十分調査する必要があると思ひましたので、民間、学界、技術界等の権威者に委嘱申し上げまして調査技術委員会を設置いたしました。目下調査いたしておる次第でございますので、この調査の結果を待ちまして最善の適切な方途を講じたい、こう考えておりますとともに、今後のこうした不幸の頻発を避ける意味におきましても、本日事務次官通牒をもちまして全国の土木部長並びに地建の局長及び土木工事

所長等に対しまして、現場監督に対する細心の注意と指導を行なうよう通告を発しまして、再びかかる不幸な事件のなきよう行政的配慮をいたしておるよう次第であります。

リングビーム工法につきましては、先ほども申し上げましたごとく、数年前から使用しており、同工法によりまして約三百基の工事の実績がありますので、請負業者の申し出を承認いたして施工させたものでございますが、ただいま申し上げましたごとく、技術的に解明する点も多くございまして、土木研究所長を中心といたしまして、調査委員会の結論を待ちまして、適切にその指導と今後の方針について検討、決定をいたしたいと考えておる次第であります。

また、国家賠償法の適用につきましては、御承知のとおり、いわゆる請負契約等の民事上の問題ともからみますので、国家賠償法の適用については、なお検討を要する点が多くありますので、にわかに結論を出すことはできないと考えておる次第でございますが、御遺族等に対する補償につきましては、最善の配慮をいたす所存でございます。どうか御了承願いたいと思います。

(拍手)

【国務大臣原健三郎君登壇】

○国務大臣(原健三郎君) 小川さんにお答え申し上げます。

労働災害事故が続発いたしまして、私どもも責任を痛感し、深くおわび申し上げたいと存じます。

小川さんの御説のごとく、災害が起こってからいろいろ対策を講じるよりも、それを未然に防ぐべきものである、御説まことに同感でございます。今後、災害を未然に防ぐ方向に向かって万全を期していきたい、こう考えておる次第でございます。

それから、鉱山における保安は通商産業省の所管するところでございますが、労働省において、労働基準法に基づいて労働時間、健康診断の

実施等を行っております。また、鉱山保安法第五十四条に基づきまして、通商産業省に対し、鉱山労働者の安全を確保するよう、すでに六回にわたって勧告を行なっております。また、通産省と連携をとりつつ、さらに努力をいたしたいと思っております。

また、茂尻炭鉱における遺族補償対策並びにその就職等でございますが、今回の茂尻炭鉱における爆発災害によってなくなりました労働者の遺族及び被災労働者に対する災害補償につきましては、遺族等から請求があり次第、迅速な保険給付が行なえるように、もう事務手続を完了いたしておるところであります。御遺族に対しましては、一時金並びに年金を差し上げることになっております。また、御遺族の方々の就職についていろいろ御心配でございますが、その就職につきましては、労働省において責任をもつてあつせんをいたしたいと思っております。(拍手)

【国務大臣大平正芳君登壇】

○国務大臣(大平正芳君) 鉱山保安監督上手抜かりがあったのではないかと御指摘でございます。

仰せのように、鉱山保安規則によりまして、私どもは、作業中あるいはハッパ前のガスの測定義務を課しまして、常時監督を怠らないようにいたしておるつもりでございます。茂尻炭鉱につきましましては、去年一年間でも十六回、立ち入り検査と指導をいたしておるのでございまして、形の上で一応監督上の手抜かりはないと承知いたしておりますけれども、なお一段と注意を促す所存でございます。

第二の、嚴重な対策を講ずるの嚴重という意味はどうかということでございますが、きのう、私も石炭業界の首脳を招きまして嚴重な戒告をいたし、かつ、全山に総点検を指令するということより異なる措置を講じたり、あるいは場合によっては鉱山の停止命令、鉱山保安責任者の解職命令等も出す決意で臨んでおるゆえには、そういう政

府のきびしい態度を反映するものであると承知いたしております。

それから、労働大臣から、罹災者の補償につきまして政府の責任に属することの御答弁がありました。また、会社側の責任に属することにつきましても、関係金融機関と十分話し合いをいたしまして、その協力を得る見通しがだんだん出てきております。これを、この際御報告申し上げます。

それから、水戸のガス流出事故でございますが、これは四月一日に、水戸におきましてガスの圧力調整装置に浸水いたしました。その装置が調整不良となつて、通常の約二倍程度の圧力のガスが一時家庭に供給されるというふうなことがなつた事件でございます。まことに申しわけございませんが、この事故の原因は、工事の手落ち、それから工事の完成時の点検が十分でなかつたのではないかと考えられます。そこで、私どもとしては、直ちに当該ガス事業者に対しまして、地下に設置してある圧力調整装置の総点検を指令いたしました。それから工事担当者の教育の強化、工事完了後の検査の確實な実施を指示したのでござい

ます。その後の報告によりますと、異常がなくなつた旨報告がありました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【国務大臣野田武夫君登壇】

○国務大臣(野田武夫君) 最近相次いで起こつております温泉、観光地の旅館、ホテルその他の災害は、まことに遺憾に存する次第でございます。

その対策といたしましては、関係省庁の連絡協議会を設けまして、人命の安全確保をもちろん第一義として検討してまいりましたが、その結果、当省といたしましては、早期発見、早期通報、早期避難に関する設備の基準を強化するために、消防法施行令を改正いたしました。四月一日から施行することとなっております。

御指摘にありました新宿トルコぶろの火災の件につきましても、直ちに調査いたしました結果、いろいろ法にそむいている点がございました。ま

ず、ボイラーの給油をしたタンクローリーの運転手が無資格であつたということ、それから、このトルコぶろの経営者及び支配人が危険物取り扱いについての届け出を怠つておつたということでございます。いまだので、いずれも東京消防庁を通じて、四月五日に告発をいたしたのでございまして、今後、この消防法施行令の改正に基づきまして、強力にこれを実施して、できるだけ災害の防止につとめたい、こう思っております。(拍手)

日程第一 訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案 右 国会に提出する。

昭和四十四年三月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案 訴訟費用臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「千二百円以内」を「千三百円以内」に、「千円以内」を「千五百円以内」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理 由

訴訟費用臨時措置法の規定による証人等の日当の最高額を増加する必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

「報告書は本号末尾に掲載」

〔大村襄治君登壇〕

本案は、最近の賃金及び物価

当委員会におきましては、三

その内容は、施行期日が「昭和

次いで、討論もなく、直ちに採

参照

訴訟費用臨時措置法の一部を改

この法律は、公布の日から起

1000

本案の委員長の報告は修正であります。本案は

「異議なし」と呼ぶ者あり」

議長（小平久雄君） 日程第

……

2000

100

立義務教育諸学校の学級編制

「特殊教育諸学校」に改め、「学

この法律において「特殊教育

二以

二十五人
を

制する学級	十

第五条中「市町村の教育委員

各都道府県ごとの、

のとする。この場合におい

1000

—

中
学
校

学校の種類	学 校 規 模	乗 ず る 数
小 学 校	一学級の学校 二学級から四学級までの学校 五学級の学校 六学級から十八学級までの学校 十九学級から二十四学級までの学校 二十五学級から三十学級までの学校 三十一学級から三十六学級までの学校 三十七学級以上の学校	二・〇〇〇 一・五〇〇 一・四〇〇 一・一七〇 一・一四五 一・一三三 一・一二五 一・一二〇
中 学 校	三学級以下の学校 四学級から十一学級までの学校 十二学級から二十三学級までの学校 二十四学級から三十五学級までの学校 三十六学級以上の学校	二・〇〇〇 一・六六〇 一・五三〇 一・五〇〇 一・四七〇

三 十八学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数
四 一年を通じて児童又は生徒を寄宿させる寄宿舎を置く小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第八条 養護教諭及び養護助教諭(第十二条において「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 小学校の児童総数に八百五十分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以上この号において同じ。)と中学校の生徒総数に千五十分の一を乗じて得た数との合計数

二 へき地学校(へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校をいう。次条第四号において同じ。)の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条 事務職員(の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 児童数が三百五十人以上の小学校の数に一を乗じて得た数と生徒数が二百五十人以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

二 三十学級以上の小学校の数に一を乗じて得た数と二十四学級以上の中学校の数に一を乗じて得た数との合計数

三 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)第二条に規定する保護者の児童又は生徒の数が著しく多い小学校又は中学校で政令で定めるものの数の合計数に一を乗じて得た数

四 へき地学校の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第十二条を第十九条とし、第十一条を第十八条とし、第十条中「第六条から第八条までの規定による小学校教職員定数、中学校教職員定数」を「第六条及び第十条の規定による小中学校教職員定数」に改め、「の各号」を削り、同条を第十七条とし、同条の前に次の七条を加える。

(特殊教育諸学校教職員定数の標準)

第十条 各都道府県ごとの、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の総数(以下「特殊教育諸学校教職員定数」という。)は、次条から第十四条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第十一条 校長及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

二 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

昭和四十四年四月八日 衆議院会議録第二十三号 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正案

部の別	部の規模	乗ずる数
小学部	一学級の部	二・〇〇〇
	二学級から四学級までの部	一・五〇〇
	五学級の部	一・四〇〇
	六学級から十八学級までの部	一・一七〇
中学部	十九学級から二十四学級までの部	一・一四五
	二十五学級以上の部	一・一三三
	三学級以下の部	二・〇〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・六六〇
	十二学級から二十三学級までの部	一・五三〇
	二十四学級以上の部	一・五〇〇

三 次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとの学校の数に当該学校の種類に應ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

学校の種類	乗ずる数
盲学校	一
聾学校	二
養護学校	三

四 寄宿舎を置く特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数

第十二条 養護教諭等の数は、特殊教育諸学校の数に一を乗じて得た数とする。

第十三条 寮母の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに、次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が七に達しない場合にあつては、七)を合計した数とする。

一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に五分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学

部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に四分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

第十四条 事務職員の数は、特殊教育諸学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に一を乗じて得た数とする。

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。

一 当該学校の存する地域の社会的条件が教育

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

上特別の配慮を必要とすることその他の政令で定める特別の事情がある場合

二 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていることその他の政令で定める特別の事情がある場合

（分校等についての適用）

第十六条 第七條から第九條まで及び第十一條から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

2 義務教育諸学校の統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成しないため、統合前の学校の校舎で授業を行なっている場合には、統合に伴い必要となつた校舎の建築が完成するまでは、第七條から第九條まで及び第十一條から前条までの規定の適用については、統合前の学校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

2 公立の義務教育諸学校の学級編制について

は、昭和四十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「新法」という。）第三條の規定（同条第二項中同年の児童又は生徒で編制する学級（当該児童又は生徒を一の学級に編制する場合を除く。）についての標準に係るものを除く。以下この項において同じ。）にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県の教育委員会がその基準を定め

る。

（教職員定数の標準に関する経過措置）

3 新法第六條に規定する小中学校教職員定数は新法第十條に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日）までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律の一部改正）

4 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十五年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

理 由

公立の義務教育諸学校の学級規模と教職員の配置の適正化を図るため、その学級編制及び教職員定数の標準を改め、もつて義務教育水準の向上に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長（小平久雄君） 委員長の報告を求めます。文教委員長大坪保雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔大坪保雄君登壇〕

○大坪保雄君 ただいま議題となりました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過とその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨の第一は、公立の小学校及び中学校の学級編制の標準の改善であります。すなわち、小学校及び中学校の単級及び四十九人の学級並びに小学校の四、五個学年複式学級を解消すること、小学校の二、三個学年複式学級及び中学校の二個学年複式学級並びに特殊学級の学級編制の標準を改めることとあります。

第二は、公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準の改善であります。すなわち、小学校及び中学校の教員並びに養護教員及び事務職員の配置基準を改善し、なお所要の加算を行なうこととあります。

第三は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の学級編制の標準を改善するほか、重複障害児についての学級編制の標準を規定することとあります。

第四は、公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数の改善であります。すなわち、小学部の教員の配置基準について、小学校の場合と同様に改めるほか、寮母の配置基準を改善し、なお所要の加算を行なうこととあります。

第五は、この法律は昭和四十四年四月一日から施行することとし、施行に必要な経過措置を定めるとともに、その他関係規定の整備を行なうこととあります。

本案は、去る二月十三日当委員会に付託とな

り、同月十九日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。以来、本案について慎重に審査いたしました。その詳細は会議録によって御承知を願います。

かくて、四月二日、本案に対する質疑を終了、次いで、四月四日、本案に対し、自由民主党を代表して河野洋平君から、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用することと趣旨とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、本案に対し、日本社会党を代表して唐橋東君、公明党を代表して有島武君より反対の意見が、自由民主党を代表して谷川和穂君より賛成の意見が表明されました。続いて採決に付し、本修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決、よって本案は修正議決されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

〔参照〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案（委員会修正）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

○副議長（小平久雄君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（小平久雄君） 起立多数。よって、本案

は委員長報告のとおり決しました。

日程第三 国際通貨基金協定の改正の受諾に

ついて承認を求めるの件

○副議長(小平久雄君) 日程第三、国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件を議題といたします。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和四十四年十二月二十七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

国際通貨基金協定の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この改正は、既存の準備資産を補充するために特別引出権制度を創設すること等を内容とするものであつて、この改正を受諾することは、国際通貨制度の強化並びにわが国の貿易及び経済の一層の発展のために望ましいものと考える。よつて、この改正を受諾することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

国際通貨基金協定の改正

A 序

序を次のように改める。

(i) 国際通貨基金は、当初採択され、その後特別引出権に基づく制度の創設その他若干の変更のために改正されたこの協定の規定に従つて設立し、かつ、運営する。

(ii) 基金がその操作及び取引を行なうことができるようにするため、基金に一般勘定及び特別引出勘定を置く。基金への加盟は、特別引出勘定に参加する権利を伴う。

この協定によつて認められた操作及び取引は、特別引出権に係る操作及び取引が特別引出勘定を通じて行なわれるほか、一般勘定を通じて行なわれる。

1 第一条 目的

第一条(v)を次のように改める。
(v) 適当な保障の下に基金の資金を一時的に加盟国に利用させ、こうして国内的又は国際的の繁栄を破壊するような措置に訴へることをなしに国際収支の失調を是正する機会を提供することにより、加盟国に安心感を与えること。

2 第一条の末文を次のように改める。

基金は、そのすべての政策及び決定について、この条に掲げる目的を指針としなければならない。

C 第三条 割当額及び出資

1 第二項を次のように改める。

第二項 割当額の調整
基金は、五年をこえない間隔を置いて加盟国の割当額につき一般的検討を行ない、適当と認めるときは、その調整を提議する。基金は、また、その他のいかなる時期においても、適当と認めるときは、加盟国の要請に基づいてその割当額の調整を考慮することができ、一般的検討の結果提議される割当額の変更には、総投票権数の八十五パーセントの

多数を必要とし、また、その他の割当額の変更には、総投票権数の五分の四の多数を必要とする。割当額は、当該加盟国の同意なしには変更されない。

2 第四項(割当額が変更された場合の支払)に次の(c)を加える。

(c) 割当額の一般的検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定又はその払込みの影響を緩和することを唯一の目的とする決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

D 第四条 通貨の平価

1 第七項を次のように改める。

第七項 平価の一律変更

第五項(b)の規定にかかわらず、基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更を行なうことができる。もつとも、基金の措置が執られた後七十二時間以内にいずれかの加盟国が自国通貨の平価がこの措置によつて変更されることを希望しない旨を基金に通告したときは、その加盟国の通貨の平価は、この規定に基づいて変更されることはない。

2 第八項(基金の資産の金による価値の維持)(d)を次のように改める。

(d) この項の規定は、全加盟国の通貨の平価の一律の比例による変更が適用する。ただし、このような変更が行なわれた場合において、基金が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしたときは、この限りでない。

E 第五条 基金との取引

1 第三項(基金の資金の利用に関する条件)(a)(ii)を次のように改める。

(ii) 申し込まれた買入れがゴールド・トラシユの買入れであること又は、申し込まれた買入れにより、基金の買入国通貨保有額が、買入れの日終わる十二箇月

の間に買入国の割当額の二十五パーセントをこえて増加せず、また、買入国の割当額の二百パーセントをこえないこと。

2 第三項に次の(c)及び(d)を加える。

(c) 加盟国による基金の資金の利用は、基金の目的に従つて行なわれなければならない。基金は、その資金の利用に関し、加盟国がその国際収支上の問題を基金の目的に合致する方法で解決するのを援助し、かつ、基金の資金の一時的な利用のための適当な保障を確立するような政策を採択するものとす。

(d) 基金は、申し込まれた買入れがこの協定の規定及びそれに基づいて採択された政策に合致するかどうかを決定するため、(a)の規定に基づいて加盟国が行なつた申立てを審査する。ただし、ゴールド・トラシユの買入れの申込みについては、異議を提起しない。

3 第七項(加盟国による基金保有自国通貨の買入れ)も(b)(ii)を除く。を次のように改める。

(b) 加盟国は、基金の各会計年度末に、附表Bの規定に従つて定められるところにより、自国通貨の基金保有額の一部を各種の通貨準備で次の条件により基金から買入れもどさなければならない。

(i) 各加盟国は、基金から自国通貨を買入れもどすにあたり、自国の通貨準備のうち、その年度内に生じた次の変化に相当する額、すなわち、自国通貨の基金保有額に生じた増加額の半額に自国の通貨準備に生じた増加額の半額を加えた額、自国通貨の基金保有額に生じた増加額の半額から自国の通貨準備に生じた減少額の半額を控除した額又は、自国の通貨準備に生じた増加額の半額から自国通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控

4

除した額を使用しなければならぬ。
第七項(c)を次のように改める。
(c) (b)に定める調整は、次に掲げる程度に及んでならぬ。

(i) 当該加盟国の通貨準備が割当額の百五十パーセント未満となる程度
(ii) 当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の七十五パーセント未満となる程度

(iii) 買入もどしに使用されるべきいづれかの加盟国の通貨の基金保有額がその加盟国の割当額の七十五パーセントをこえる程度
(iv) 買入もどしに使用される額が当該加盟国の割当額の二十五パーセントをこえる程度

5

第七項に次の(d)を加える。
(d) 基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、(c)(i)及び(ii)に定める比率を変更し、また、附表B1(c)、(d)及び(e)並びに2(b)に定める規則を修正し及び補足することが出来る。

6

第八項(手数料)(a)を次のように改める。
(a) 自由通貨で他の加盟国の通貨を基金から買入れる加盟国は、平価による相場に基づき価格のほか、全加盟国について一律の二分の一パーセント以上一パーセント以下の事務手数料で基金が定めるものを支払わなければならない。もつとも、基金は、ゴールド・トランシュの買入れについては、二分の一パーセント以下の事務手数料をその数量により課することが出来る。

7

第九項 報酬
(a) 基金は、いづれかの加盟国の割当額の七十五パーセントがその加盟国の通貨の基金保有額の平均(保有額が割当額の七十五パーセントをこえるときは、そのこえる額は、考慮しないものとする。)を上回る場合には、その上回る額につき、全加盟国につ

いて一律の割合の報酬を支払う。報酬の率は、年一・五パーセントとする。ただし、基金は、その数量により、この率を引き上げ、又は引き下げる事が出来るが、この率は年二パーセント未満のものに、又は年一パーセント未満のものにするためには、総投票権数の四分の三の多数を必要とする。

(b) 報酬は、基金が定めるところにより、金又は当該加盟国の通貨で支払われる。

F 第六条 資本移動

1 第一項(資本移動のための基金の資金の利用)(a)を次のように改める。
(a) 加盟国は、第二項に規定する場合を除き、巨額な又は持続的な資本の流出に應ずるために基金の資金を利用してはならず、基金は、その資金のこのよう利用を防止するための管理を行なうことを加盟国に要請することが出来る。いづれかの加盟国がこの要請を受けた後に適当な管理を行なわなかつたときは、基金は、その加盟国が基金の資金を利用する資格がないことを宣言することが出来る。

2 第二項を次のように改める。
第二項 資本移動に関する特別規定
加盟国は、資本の移動に應ずるためにゴールド・トランシュの買入れを行なうことができる。

G 第十二条 組織及び運営

1 第二項(総務会) (b)(ii)及び(iii)を次のように改める。
(ii) 割当額の変更を承認し、又は割当額の一般の検討の結果提議される割当額の増加分の払込みに関する決定若しくはその払込みの影響の緩和に関する決定を行なう権限
(iii) 全加盟国の通貨の平価の一律変更を承認し、又は、このような変更が行なわれた

場合において、基金の資産の金による額の維持に関する規定を適用しないことを決定する権限
2 第二項(b)(i)及び(ii)を加える。
(ix) 買入もどしに關する規定を変更し、又は買入もどし額を各種の通貨準備に按分するための規則を修正し及び補足する権限

(x) 特別準備金から一般準備金への繰入れを行なう権限
3 第六項の表題を次のように改める。
第六項(表題)及び純収入の分配
4 第六項(b)を次のように改める。
(b) ある年度の純収入につき分配を行なう場合には、まず、その年度について第五項第九項の規定に基づいて報酬を受ける資格のある加盟国に対し、年二パーセントに相当する額がその年度について支払われた報酬の額を上回る場合に、その上回る額を分配しなければならぬ。この額をこえてその年度の純収入を分配するときは、その分配は、すべての加盟国に対し、割当額に比例して行なわれる。各加盟国に対する支払は、その国の通貨で行なう。

5 第六項に次の(c)を加える。
(c) 基金は、特別準備金から一般準備金への繰入れを行なうことができる。
H 第十八条 解釈
第十八条(b)を次のように改める。
(b) 理事会が(a)の規定に基づいて決定を行なつた場合には、加盟国は、その決定の日から三箇月以内に、その疑義を総務会に付託することを要求することが出来る。総務会の決定は、最終的とする。総務会に付託された疑義は、総務会の解釈委員会により審議される。この委員会の各委員は、それぞれ一個の投票権を有する。総務会は、この委員会の構成、手続及び表決のための多数

要件を定める。この委員会の決定は、総務会が総投票権数の八十五パーセントの多数により別段の決定をしない限り、総務会の決定とする。総務会への付託の結果が判明するまでの間、基金は、必要と認める限り、理事会の決定に基づいて行動することが出来る。
I 第十九条 用語の説明
第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

1 第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

2 第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

3 第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

第十九条(a)を次のように改める。
(a) 加盟国の通貨準備とは、金、他の加盟国の交換可能通貨及び基金が指定する非加盟国の通貨の公的保有額をいう。
第十九条(c)を次のように改める。
(c) (c)の規定に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額は、加盟国の通貨準備に含められる。
第十九条に次の(j)を加える。
(j) ゴールド・トランシュの買入れとは、加盟国が自国通貨で行なう他の加盟国通貨の買入れであつて、その買入れの結果当該加盟国の通貨の基金保有額が割当額の百パーセントをこえることとならないものをいう。基金は、この定義を適用するにあたり、輸出変動補償融資のための基金の資金の利用に關する政策に基づく買入れ及び保有額を除外することが出来る。
J 第二十条 最終規定
第二十条の表題を次のように改める。
第二十条の次に次の第二十一条から第三十二条までを加える。
第二十一条 特別引出権
基金は、既存の準備資産を補充する必要が生じたときにこれに應ずるため、特別引出権の参加国である加盟国に対して特別引出権

を配分する権限を与えられる。

第二項 価値の単位

特別引出権の価値の単位は、〇・八八八六七一グラムの純金に等しいものとする。

第二十二条 一般勘定及び特別引出権

第一項 操作及び取引の分離

特別引出権に係るすべての操作及び取引は、特別引出勘定を通じて行なわれる。この協定に基づいて認められる基金の他のすべての操作及び取引は、一般勘定を通じて行なわれる。第二十三条第二項の規定による操作及び取引は、一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる。

第二項 資産及び財産の分離

基金のすべての資産及び財産は、一般勘定において保有される。ただし、第二十六條第二項、第三十條、第三十一條並びに附表I及びIIの規定に基づいて取得される資産及び財産は、特別引出勘定において保有される。一方の勘定において保有されているいかなる資産又は財産も、他方の勘定の操作及び取引によつて生じた基金の債務の弁済に充て、又はその損失をうめるために用いてはならない。ただし、特別引出勘定の業務の運営のための経費は、基金により一般勘定から支払われ、その経費を合理的に評価して課される第二十六條第四項の規定に基づく賦課金によつて隨時払いもどされる。

第三項 記録及び情報

特別引出権保有者のすべての変更は、基金が特別引出勘定に記録した時に効力を生ずる。参加国は、特別引出権の使用の根拠となつたこの協定の規定を基金に通知する。基金は、その任務を行なうために必要と認めるその他の情報を提供することを参加国に要求することができる。

第二十三条 参加国及びその他の特別引出権保有者

第一項 参加国

基金の加盟国で、その国内法に従つて特別引出勘定の参加国としてのすべての義務を負うこと及びこれらのすべての義務を履行するために必要なすべての措置を執つたことを述べた文書を基金に寄託したものは、その文書を寄託した日から特別引出勘定の参加国となる。ただし、いかなる加盟国も、第二十一條から第三十二條まで及び附表FからIまでの規定が効力を生じ、かつ、割当額の総額の少なくとも七十五パーセントを有する加盟国がこの項の規定に基づく文書を寄託する前には、参加国となることはない。

第二項 保有者としての一般勘定

基金は、この協定の規定に従い、一般勘定において特別引出権を受け入れ、保有し及び使用することができる。

第三項 その他の保有者

基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、
(i) 非加盟国、参加国でない加盟国及び中央銀行としての機能を二以上の加盟国のために営む機関を保有者として定め、
(ii) これらの保有者が参加国との間の操作及び取引において特別引出権を受け入れ、保有し及び使用することを認められるための条件を定め、並びに
(iii) 参加国がこれらの保有者との間で操作及び取引を行なうための条件を定めることができる。
前記の定められた保有者による特別引出権の使用並びにこれらの保有者との操作及び取引において参加国が行なう特別引出権の使用について基金が定める条件は、この協定の規定に合致するものでなければならない。

第二十四条 特別引出権の配分及び消却

第一項 配分及び消却を規制する原則及び考慮事項

(a) 特別引出権の配分又は消却に関するすべての決定を行なうにあたり、基金は、既存の準備資産を補充することについて長期的かつ全体的な必要が生じたときに、基金の目的の達成を促進し、かつ、世界における経済の停滞及びデフレーション並びに過剰需要及びインフレーションを回避するような方法で、その必要に応ずるよう努めなければならない。

(b) 特別引出権を配分することについての最初の決定は、特別の考慮事項として、準備資産を補充する全体的な必要があることについての共同の判断、よりよい国際収支の均衡の達成及び将来における調整過程の機能の改善の可能性を考慮したものでなければならない。

第二項 配分及び消却

(a) 特別引出権を配分し又は消却することについての基金の決定は、五年の基本期間に於いて行なわれ、これらの基本期間は、連続するものとする。最初の基本期間は、特別引出権を配分することについての最初の決定の日又はその決定において定めるその後の日に始まる。配分又は消却は、一年の間隔を置いて行なわれる。
(b) 配分の率は、配分の決定の日における割当額の百分率によつて表示される。特別引出権の消却の率は、消却の決定の日における特別引出権の純累積配分額の百分率によつて表示される。これらの百分率は、すべての参加国について同一とする。
(c) 基金は、(a)及び(b)の規定にかかわらず、いずれの基本期間について決定を行なうにあつても、次のことを定めることができる。

(i) 基本期間を五年と異なる期間のものとする。

(ii) 一年と異なる間隔を置いて配分又は消却を行なうこと。

(iii) 配分又は消却を、その決定の日以外の日における割当額又は純累積配分額に基づいて行なうこと。

(d) 基本期間の開始後に参加国となつた加盟国は、その国が参加国となつた後に配分が行なわれる次の基本期間から配分を受ける。ただし、その新しい参加国が参加国となつた後の最初の配分から配分を受けることを基金が決定した場合は、この限りでない。基本期間の途中で参加国となつた加盟国が当該基本期間の残余期間についての配分を受けることを基金が決定し、かつ、当該参加国が(b)又は(c)の規定に基づいて定められる日に加盟国となつていなかった場合には、基金は、当該参加国に対して行なう配分の基礎を決定する。

(e) 参加国は、配分の決定に従つて行なわれる特別引出権の配分を受け入れなければならない。ただし、

(i) 当該参加国の総務がその決定に対して賛成の投票をせず、かつ、
(ii) 当該参加国が、その決定に基づく最初の特別引出権の配分に先立ち、その決定に基づいて特別引出権が自国に配分されることを希望しない旨を書面により基金に通知した場合は、この限りでない。

基金は、参加国の要請により、その後の特別引出権の配分について前記の通知の効果を終了させることを決定することができる。

(f) 消却が効力を生ずる日において、参加国の保有している特別引出権の額がその参加国に割り当てられた消却されるべき特別引出権の額より少ない場合には、その参加国

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号 國際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

は、その総準備ポジションの許す範囲内で、できる限りすみやかに未消却残高を除却しなければならず、このため、継続して基金と協議を行なわなければならない。消却が効力を生じた日の後にその参加国が入手した特別引出権は、その未消却残高の除去に充てられて消却される。

第三項 予期されなかつた重大な事態の発生
基金は、予期されなかつた重大な事態が生じたため望ましいと考えるときは、残余の基本期間についての配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、又は新たな基本期間を開始させることができる。

第四項 配分及び消却の決定

(a) 第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定は、理事会の同意を得て専務理事が行なう提議に基づき、総務会が行なう。

(b) 専務理事は、提議を行なうに先立ち、その提議が第一項(a)の規定に合致することを確認した上で、その提議が参加国の間で広く支持されるという確信を得ることができ、るよう協議を行なうものとする。専務理事は、さらに、最初の配分に関する提議を行なうに先立ち、第一項(b)の規定が遵守されておらず、かつ、配分の開始が参加国の間で広く支持されていることを確認しなければならず、特別引出権が開設された後において前記のことを確認した場合に、直ちに最初の配分のための提議を行なわなければならない。

(c) 専務理事は、
(i) 各基本期間の終了の六箇月前までに、
(ii) ある基本期間についての配分又は消却に関しかなる決定も行なわれなかつた場合において、(b)の規定が遵守されたことを確認したときに、

(iii) 第三項の規定に従い、配分若しくは消却の率若しくは間隔を変更し、基本期間の長さを変更し、若しくは新たな基本期間を開始させることが望ましいと考えるときに、又は
(iv) 総務会若しくは理事会の要請があつた後六箇月以内に、
提議を行なうものとする。ただし、専務理事は、(i)、(ii)又は(iv)の場合において、第一項の規定に合致すると考えられ、かつ、(b)の規定に従つて参加国の間で広く支持される提議がないことを確認したときは、総務会及び理事会にその旨を報告しなければならない。

(d) 配分の率の引下げに関する第三項の規定に基づく決定を除き、第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項の規定に基づく決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第二十五条 特別引出権の操作及び取引
第一項 特別引出権の使用
特別引出権は、この協定に基づいて認められる操作及び取引に使用することができる。

第二項 参加国の取引
(a) 参加国は、その特別引出権を使用して、第五項の規定に基づいて指定される参加国から等額の通貨を取得することができる。
(b) 参加国は、他の参加国との合意により、次の目的のためにその特別引出権を使用することができる。

(i) 他の参加国が保有する等額の自国通貨を取得すること。
(ii) 第六項(a)の規定に基づく他の参加国の復元を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参加国が第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消し、又は双方の参加国の特別引出権保有額をそれぞれの純累積積

配分額に近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得すること。
基金は、総投票権数の八十五パーセントの多数により、この規定に基づいて行なわれるその他の取引又は取引の種類を定めることができる。この(ii)の規定に基づいて基金が定める取引又は取引の種類は、この協定の他の規定に合致し、かつ、この協定に従つて行なう特別引出権の適切な使用に合致するものでなければならない。

(c) 特別引出権を使用する参加国に対して通貨を提供する参加国は、等額の特別引出権を取得する。
第三項 必要性の要件
(a) 第二項の規定に基づく取引において、参加国は、(c)に定める場合を除き、もつぱら国際収支上の必要に應ずるため又は自国の金、外国為替及び特別引出権の公的保有額並びに基金における準備ポジションの推移に照らしてその特別引出権を使用するものとし、単に特別引出権と金、外貨準備及び基金における準備ポジションの合計との間の構成を変更することのみを目的として使用しないことが期待される。

(b) 特別引出権の使用にあつては、(a)に定める期待に反することを理由とする異議は、提起されない。もつとも、基金は、この期待に反した参加国に対して抗議することとができる。引き続きこの期待に反している参加国は、第二十九条第二項(b)の規定の適用を受ける。
(c) 参加国は、第六項(a)の規定に基づく他の参加国の復元を促進し、他の参加国の未消却残高を防止し若しくは減少させ、他の参加国が(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消し、又は双方の参加国の特別

引出権保有額をそれぞれの純累積配分額に近づけるような取引で基金が定めるものにより、他の参加国から等額の通貨を取得するために、(a)に定める期待に反しても特別引出権を使用することができる。

第四項 通貨を提供する義務

第五項の規定に基づいて基金が指定した参加国は、第二項(a)の規定に基づいて特別引出権を使用する参加国の要求があつたときは、事実上交換可能な通貨をその国に提供しなければならない。参加国の通貨提供の義務は、当該参加国の特別引出権保有額中その純累積配分額をこえる部分がその純累積配分額の二倍に等しくなる点又は当該参加国と基金との間で合意されるそれより高い限度をこえないものとする。もつとも、参加国は、この義務の限度又は合意されたそれより高い限度をこえて通貨を提供することができる。

第五項 通貨を提供する参加国の指定

(a) 基金は、第二項(a)及び第四項の規定の適用上、参加国がその特別引出権を使用することができ、るようにするため、特定の額の特別引出権と引替へに通貨を提供する参加国を指定する。この指定は、基金が随時採択する他の原則によつて補足される次の一般原則に従つて行なわれる。
(i) 参加国は、その国際収支及び総準備のポジションが十分に強固である場合には、指定の対象となる。ただし、総準備ポジションが強固な参加国の国際収支が軽度の赤字を示している場合にも、その国が指定される可能性を排除するものではない。これらの参加国は、相互間における特別引出権保有額の均衡のとれた配分が長期的にみて促進されるような方法で指定される。

(ii) 参加国は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、特別引出権保有額に生じた

未消却残高を減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消すため、指定の対象となる。

iii 基金は、参加国を指定するにあたり、通常、iiの規定に基づく指定の目的を實現するために特別引出権の取得を必要とする参加国を優先させる。

(b) 基金は、(a)(i)の規定に基づき特別引出権保有額の均衡のとれた配分を長期的にみて促進するため、附表Fに規定する指定に関する規則又は(c)の規定に基づいて採択される規則を適用する。

(c) 指定に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、基金は、その検討の結果新たな規則を採択することができる。新たな規則が採択されない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き続いて適用される。

第六項 復元

(a) 特別引出権を使用する参加国は、附表Gに規定する復元に関する規則又は(b)の規定に基づいて採択される規則に従い、その特別引出権保有額を復元しなければならぬ。

(b) 復元に関する規則は、最初の基本期間及びその後の各基本期間の終了前に検討されるものとし、必要があるときは、新たな規則が採択されるものとする。新たな規則を採択するか又は復元に関する規則を廃止する決定が行なわれない限り、検討が行なわれた時点において効力を有する規則が引き続いて適用される。復元に関する規則を採択し、修正し又は廃止する決定には、総投票権数の八十五パーセントの多数を必要とする。

第七項 一般勘定を通じて行なわれる操作及び取引

(a) 第三条第四項(a)、第五条第七項(b)及び

(c)、第五条第八項(f)並びに附表B1の規定の適用上、特別引出権は、第十九条に定める加盟国の通貨準備に含められる。基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及びいづれかの年度内の通貨準備の増加額を計算するに当たり、その年度内における特別引出権の配分又は消却によつて生じた通貨準備の増加又は減少を考慮しないことを決定することができる。

(b) 基金は、次の場合には、特別引出権を受け入れなければならない。

(i) 第五条第七項(b)の規定に基づく買いもどしのうち特別引出権で行なわれるもの
(ii) 第二十六条第四項の規定に基づく買いもどし

(c) 基金は、次の場合には、基金が決定する限度まで特別引出権を受け入れることができる。

(i) 手数料の支払

(ii) 第五条第七項(b)の規定に基づく買いもどし以外の買いもどし。この場合には、特別引出権による買いもどしの割合は、できる限り全参加国について同一となるようにしなければならない。

(d) 基金は、いづれかの参加国の通貨の基金保有額を補充するため適当と認めるときは、当該参加国との間で第七条第二項の規定に基づく他の補充方法について協議した後、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権と引替えに第四項の規定に従つて通貨を提供することを要求することができる。基金は、特別引出権による補充にあつては、第五項に規定する指定の原則に妥当な考慮を払わなければならない。

(e) 基金は、第六項(a)の規定に基づく復元を促進し、未消却残高を防止し若しくは減少させ、又は第三項(a)に定める期待に反したときにその効果を打ち消すような取引で基金が定めるものによりいづれかの参加国が特別引出権を受け入れることができる範囲内で、当該参加国に対し、一般勘定において保有する特別引出権を金又は基金が受領することができる通貨と引替えに提供することができる。

基金は、一般勘定を通じて行なう参加国とのその他の操作及び取引において、当該参加国との合意により、特別引出権を使用することができる。

(f) 基金は、この項の規定に基づく操作及び取引に關し、全参加国について一律の妥当な手数料を課することができる。

第八項 交換比率

(a) 参加国間の操作及び取引のための交換比率は、特別引出権を使用する参加国が、いかなる通貨をいかなる参加国から提供される場合にも、同一の価値を受け取ることとなるものでなければならない。基金は、この原則を実施するための規則を採択しなければならない。

(b) 基金は、参加国との間で、その参加国の通貨の交換比率を決定するための手続について協議しなければならない。

(c) この規定の適用上、参加国とは、参加終了国を含むものとする。

第二十六条 特別引出勘定の利子及び手数料

第一項 利子

基金は、特別引出権の保有者に対し、その保有額につき、全保有者について同率の利子を支払う。基金は、この利子の支払に充てるために十分な手数料を受け取つていのかどうかを問わず、保有者に支払うべき金額を支払わなければならない。

第二項 手数料

参加国は、基金に対し、特別引出権の純累積配分額に未消却残高及び未払手数料を加えた額につき、全参加国について同率の手料を支払う。

第三項 利子及び手数料の率

利子の率は、手数料の率に等しいものとし、年一・五パーセントとする。基金は、その裁量により、この率を引き上げ、又は引き下げるることができるが、二パーセント又は第五条第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちいづれが高いものより高くしてはならず、また、一パーセント又は第五条第九項の規定に基づいて決定される報酬の率のうちいづれが低いものより低くしてはならない。

第四項 賦課金

第二十二條第二項の規定に基づき払いもどしを行なうことが決定されたときは、基金は、このため、純累積配分額につき、全参加国について同率の賦課金を課する。

第五項 利子、手数料及び賦課金の支払

利子、手数料及び賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。手数料又は賦課金を支払うため特別引出権を必要とする参加国は、その選択により金又は基金が受領することができる通貨と引替えに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することのできるような方法によつて十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することができない。支払期日後に参加国が入手した特別引出権は、未払手数料の支払に充てられて消却される。

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件

六六二

第二十七条 一般勘定及び特別引出勘定の管理

(a) 一般勘定及び特別引出勘定は、次の規定に従うことを条件として、第十二条の規定に従つて管理される。

(i) 総務会は、第二十三条第三項、第二十四条第二項(a)、(b)及び(c)並びに第三項、第二十五条第二項(b)の末段第一文、第二十五条第六項(b)並びに第三十一条(a)に規定する権限を除き、特別引出権に関する総務会の権限の行使を理事会に委任することができ、

(ii) 特別引出勘定のみに関する事項についての総務会の会合又は決定に關し、その会合を招集するため、並びに定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国が任命した総務会の要請、出席及び投票の力が計算される。

(iii) 特別引出勘定のみに関する事項についての理事会の決定にあつては、少なくとも一参加加盟国により任命され又は選出された理事のみが投票することができ、これらの理事は、それぞれ、その理事を任命した参加加盟国又はその理事の選出に賛成投票をした参加加盟国に割り当てられた票数の投票を行なう資格を有する。定足数に達したかどうか及び所定の多数により決定が行なわれたかどうかを決めるためには、参加加盟国により任命され又は選出された理事の出席及び参加加盟国に割り当てられた票数の投票の力が計算される。

(iv) 基金の一般的管理に関する問題(第二十条第二項の規定に基づく払いもどしを含む。)及びある事項が両勘定に関するものであるか又は特別引出勘定のみに関するものであるかという判定の問題は、一般勘定のみに関する問題として決定される。一般勘定

定における特別引出権の受入れ、保有及び使用に關する決定並びに一般勘定及び特別引出勘定の双方を通じて行なわれる操作及び取引に關連するその他の決定を行なうためには、それぞれの勘定に關する事項についての決定に必要とされる多数要件が、ともに満たされなければならない。特別引出勘定に關する事項についての決定には、その旨を示すものとする。

(b) 第九条の規定に基づいて与えられる特権及び免除のほか、特別引出権又は特別引出権による操作若しくは取引に対しては、いかなる種類の租税も課されない。

(c) 特別引出勘定のみに関する事項についてのこの協定の規定の解釈について生じた疑義は、参加国の要請があつた場合にのみ、第十八条(a)の規定に従つて理事会に提出される。理事会が特別引出勘定のみに関する解釈上の疑義について決定を行なつた場合には、参加国のみがその疑義を第十八条(b)の規定に基づいて総務会に付託することを要求することができる。総務会は、参加国でない加盟国が任命した総務が特別引出勘定のみに関する疑義について解釈委員会において投票する資格を有するかどうかを決定する。

(d) もつぱら特別引出勘定への参加に起因する事項について、基金と特別引出勘定への参加を終了した参加国との間又は特別引出勘定の清算中に基金と参加国との間に、意見の相違が生じたときは、この意見の相違は、第十八条(c)に定める手続に従つて仲裁に付する。

第二十八条 参加国の一般的義務
参加国は、この協定の他の条項に基づき特別引出権に關して受諾する義務のほか、この協定に従つて行なわれる特別引出勘定の効果的な運営及び特別引出権の適切な使用を容易にするため、基金及び他の参加国と協力することを約束する。

第二十九条 特別引出権の取引の停止
第一項 緊急措置
緊急の場合又は特別引出勘定に關する基金の業務を脅かす不測の事態が生じた場合には、理事会は、全会一致の表決により、百二十日以内の期間特別引出権に關するいづれの規定の適用をも停止することができる。この場合には、第十六条第一項(b)、(c)及び(d)の規定を適用する。

第二項 義務の不履行
(a) いずれかの参加国が第二十五条第四項の規定に基づく義務を履行していないと基金が認めたときは、基金が別段の決定をしない限り、当該参加国の特別引出権を使用する権利は、停止される。

(b) 基金は、いずれかの参加国が特別引出権に關するその他の義務を履行していないと認めたときは、当該参加国がその後に入手する特別引出権を使用する権利を停止することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に基づきいずれかの参加国に対して措置が執られるのに先立ち、当該参加国が自国に対する抗議について直ちに通報を受け、かつ、口頭及び書面の双方で自国の立場を説明する適当な機会を与えられるようにするため、規則が採択されるものとする。参加国は、(a)の規定に關する抗議の通報を受けたときは、その抗議が処理されるまでの間、特別引出権を使用しないものとする。

(d) (a)若しくは(b)の規定に基づく停止又は(c)の規定に基づく制限は、第二十五条第四項の規定に従つて通貨を提供する参加国の義務に影響を及ぼすものではない。

(e) 基金は、(a)又は(b)の規定に基づく停止をいつでも解くことができる。ただし、参加国が第二十五条第六項(a)の規定に基づく義務を履行しなかつたために(b)の規定に基づ

く停止を受けている場合には、その停止は、当該参加国が復元に關する規則を履行することとなつた最初の四半期の後百八十日を経過するまで解かれないものとする。

(f) 参加国の特別引出権を使用する権利は、当該参加国が第四条第六項、第五条第五項、第六条第一項又は第十五条第二項(a)の規定に基づいて基金の資金を利用する資格を失つたことを理由としては、停止されることはない。第十五条第二項の規定は、参加国が特別引出権に關する義務を履行しなかつたことを理由としては、適用されることはない。

第三十条 参加の終了
第一項 参加を終了する権利
(a) 参加国は、基金に対する通告書をその主たる事務所に送付することにより、いつでも特別引出勘定への参加を終了することができる。終了は、通告が受領された日に効力を生ずる。

(b) 基金から脱退する参加国は、同時に特別引出勘定への参加を終了したものとみなされる。

第二項 参加の終了に伴う決済
(a) 参加国が特別引出勘定への参加を終了するときは、参加終了国が行なう特別引出権による操作及び取引は、(c)の規定に従つて決済を容易にするために作成される取決めに基づいて認められる場合並びに第三項、第五項、第六項及び附表Bの規定による場合を除き、すべて停止する。終了の日までの経過利息及び経過手数料並びにその目前に課されて未払となつてゐる賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。

(b) 基金は、参加終了国が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加終了国は、その純累積配分額に相当する額及び特別引出勘定に参加したことによつて支

く停止を受けている場合には、その停止は、当該参加国が復元に關する規則を履行することとなつた最初の四半期の後百八十日を経過するまで解かれないものとする。

払ふこととなつてゐるその他の額を基金に支払ふ義務を有する。これらの債務は、互いに相殺されるものとし、参加終了国が保有する特別引出権のうち基金に対する債務を消滅させるために相殺に使用された額は、消却される。

(c) (b)に定める相殺を行つた後の参加終了国又は基金の債務に関する決済は、参加終了国と基金との間の取決めに、より遅滞なく行なわれなければならない。取決めがすみやかに成立しないときは、附表Hの規定を適用する。

第三項 利子及び手数料

参加終了の日の後は、第二十六条の規定に基づいて定められる期日及び率により、基金は、参加終了国が保有する特別引出権の残高について利子を支払い、参加終了国は、基金に対する債務の残高について手数料を支払ふ。支払は、特別引出権により行なわれる。参加終了国は、手数料又は賦課金を支払ふため、基金が特定する参加国との取引により、又は合意に基づいて他の保有者から、事実上交換可能な通貨と引替に特別引出権を取得することができ、また、利子として受け取つた特別引出権を、第二十五条第五項の規定に基づいて指定された参加国との取引又は合意による他の保有者との取引において、処分することができ、

第四項 基金に対する債務の決済

基金が参加終了国から受領した金又は通貨は、参加国が保有する特別引出権を、その金又は通貨を基金が受領した時における各参加国の特別引出権保有額のうち純累積配分額をこえる額に比例して償還するため、基金が使用する。このように償還された特別引出権及び参加終了国が決済に関する取決め又は附表Hの規定に基づいて支払わなければならない賦課金に充てるためにこの協定の規定に基づき取得してその賦課金と相殺された特別引出

権は、消却される。

第五項 参加終了国に対する債務の決済

基金が参加終了国の保有する特別引出権を償還する必要があるときは、その償還は、基金が特定する参加国の提供する通貨又は金をもつて行なわれる。これらの参加国は、第二十五条第五項に規定する原則に従つて特定される。特定された各参加国は、その選択により参加終了国の通貨、事実上交換可能な通貨又は金を基金に提供し、等額の特別引出権を受け入れる。もつとも、参加終了国は、基金が許可する場合には、自国の通貨、事実上交換可能な通貨又は金をいかなる保有者から取得するためにも、特別引出権を使用することができ、

第六項 一般勘定の取引

基金は、参加終了国との決済を容易にするため、参加終了国が次のいずれかのことを行なうことを決定することができ、

(i) 第二項(b)に規定する相殺を行つた後に参加終了国が保有する特別引出権を、その償還の時に、一般勘定を通じて行なわれる基金との取引において、基金の選択により参加終了国の通貨又は事実上交換可能な通貨を取得するために使用すること。

(ii) 手数料又は取決め若しくは附表Hの規定に基づいて支払わなければならない賦課金に充てるため、一般勘定を通じて行なわれる基金との取引により、基金が受領することのできる通貨又は金と引替に特別引出権を取得すること。

第三十一条 特別引出権の清算

(a) 特別引出権は、総務会の決定による場合を除き、清算することができない。理事会は、緊急の場合において、特別引出権の清算が必要であると認定したときは、総務会の決定があるまでの間、特別引出権の配分、消却及びすべての取引を一時的に停止すること

ができる。基金を清算する総務会の決定は、一般勘定及び特別引出権の双方を清算する決定とする。

(b) 総務会が特別引出権を清算すると決定したときは、特別引出権の配分、消却、操作及び取引並びに特別引出権に関する基金の活動は、特別引出権に関する参加国及び基金の義務の秩序ある履行に附随するものを除き、すべて停止され、この協定に基づく基金及び参加国の特別引出権に関する義務は、この条、第十八条(c)、第二十六條、第二十七條、第三十條、附表H、第三十條の規定に基づいて成立した取決め(附表H4の規定に従ふことを条件とする)、第三十二條及び附表Iに定める義務を除き、すべて消滅する。

(c) 特別引出権の清算にあたり、清算の日までの経過利子及び経過手数料並びにその日前に課されて未払となつてゐる賦課金は、特別引出権をもつて支払われる。基金は、保有者が保有するすべての特別引出権を償還する義務を有し、参加国は、特別引出権の純累積配分額に相当する額及び特別引出権に参加したことによつて支払ふこととなつてゐるその他の額を基金に支払ふ義務を有する。

(d) 特別引出権の清算は、附表Iの規定に従つて行なう。

第三十二條 特別引出権に関する用語の説明

この協定の特別引出権に関する規定の解釈にあたり、基金及び加盟国は、次に定めるところに従ふものとする。

(a) 特別引出権の純累積配分額とは、参加国に配分された特別引出権の総額から、第二十四條第二項(a)の規定に基づいて消却された特別引出権のうち当該参加国に割り当てられた分を控除した額をいう。

(b) 事実上交換可能な通貨とは、次の通貨をいう。

(1) 参加国の通貨であつて、特別引出権に係る取引において取得された残高が第二十五條第八項の規定に基づいて定められる交換比率により相互に交換される手続をそれぞれ備へてゐるもの及び次に掲げる参加国の通貨

(i) 第八條第二項、第三項及び第四項に定める義務を受諾した参加国

(ii) 国際取引の決済のために第四條第二項の規定に基づいて基金が定める限度内において事実上自由に金を売買してゐる参加国

(2) 第二十五條第八項の規定に基づいて定められる交換比率により(1)に規定するいずれかの通貨に交換することができ、通貨

(c) 参加国の基金における準備ポジションとは、その参加国が買入れることができるゴールド・トランシュの額と貸付契約に基づいていつでもその参加国に返済することとなつてゐる基金の債務の額との合計額をいう。

L 附表B

加盟国による基金保有自国通貨の買入もどしに関する規定

1 1を次のように改める。

1 第五條第七項(b)の規定に基づく基金からの加盟国通貨の買入もどしを各種の交換可能通貨その他の通貨準備で行なう範囲を定めるにあたり、2の規定を留保して、次の原則を適用する。

(a) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加しなかつたときは、基金に支払ふべき金額は、その年度末において加盟国が保有する各種の通貨準備の額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。

(b) 加盟国の通貨準備がその年度内に増加したときは、基金に支払ふべき金額のうち、この増加額の半額からその年度内にその加

盟國通貨の基金保有額に生じた減少額の半額を控除した金額に相当する額は、各種の通貨準備の増加額に比例して、増加した種類の通貨準備に按分する。基金に支払うべき金額の残額は、加盟国が保有する各種の通貨準備の残存額に比例して、すべての種類の通貨準備に按分する。

(c) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買入もどしを行なうとすれば第五条第七項(c)(i)又は(ii)に定める限度のいずれかをこえる結果となるときは、基金は、加盟国がこの限度をこえない方法で比例的に買入もどしを行なうことを要求する。

(d) 第五条第七項(b)の規定により必要とされるすべての買入もどしを行なうとすれば第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえる結果となるときは、この限度をこえる金額は、基金が定める交換可能通貨によりこの限度をこえないように支払われる。

(e) 第五条第七項(b)の規定により必要とされる買入もどしが第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえるときは、この限度をこえる金額は、次の会計年度末又はその後の会計年度末に、第五条第七項(b)の規定に基づく買入もどしの総額がいずれの年度についても第五条第七項(c)(ii)に定める限度をこえないような方法で、買入もどされる。

2 2を次のように改める。

2 (a) 基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定に基づいて非加盟国の通貨を取得することはない。

(b) 1 (a)又は(b)の規定に基づき非加盟国の通貨で支払うこととなる金額は、基金が定める交換可能な加盟国通貨で支払われる。

3 附表Bに次の5及び6を加える。

5 基金は、第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び年度内に通貨準備に生じた

増加額を計算するにあたり、加盟国の要請があつたときは、加盟国が九箇月をこえない特定の期間内に反対の取引を行なうことを条件として要求次第一定の限度額まで自国の通貨を他の加盟国の通貨と交換することを合意した相互的便宜供与に基づく加盟国間の取引の結果生じた債務の残高について、控除を行なうことを裁量により決定することができる。

6 第五条第七項(b)及び(c)の規定の適用上通貨準備及び通貨準備に生じた増加額を計算するにあつては、第十九条(c)の規定を適用する。ただし、会計年度の当初に次の規定が効力を有していた場合には、当該年度末においては、その規定を適用する。

加盟国の通貨準備は、中央保有額から、他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の国庫、中央銀行、安定基金その他これに類似する財務機関に対する通貨債務並びに他の加盟国又は前記の(d)に基づいて指定される非加盟国の他の公的機関及びそれらの領域内の他の銀行に対する類似の債務を控除して、計算する。これらの純保有額には、前記の(c)に基づいて他の公的機関及び他の銀行の公的保有額とみなされる額を加えるものとする。

附表Eの次に、次の附表を加える。

附表F

指定

最初の基本期間においては、指定に関する規則は、次のとおりとする。

(a) 第二十五条第五項(a)(i)の規定に基づいて指定の対象となる参加国は、特別引出権保有額のうち純累積配分額を上回る額の金及び外国為替の公的保有額に対する比率がこれらの参加国の間で長期的にみて等しくなることを促進するような額について、指定を受ける。

(b) (a)の規定を実施するための方法は、次のと

おりとする。

(i) 指定の対象となる参加国の間で(a)に規定する比率が等しいときは、それぞれの金及び外国為替の公的保有額に比例して指定する。

(ii) (a)に規定する比率が低い参加国と高い参加国との間では、その差を漸次減少させるように指定する。

復元

附表G

1 最初の基本期間においては、復元に関する規則は、次のとおりとする。

(a) (i) 参加国は、最初の配分の後五年を経過した時及びその後の各四半期末において、直前の五年間における毎日の特別引出権保有額の平均がその期間における毎日の特別引出権の純累積配分額の平均の三十パーセントを下回らないように、その特別引出権保有額を使用し及び復元しなければならない。

(ii) 基金は、最初の配分の後二年を経過した時及びその後の毎月末に、各参加国について計算を行ない、それぞれの参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすために当該計算の日からいずれかの五年の期間の終了の日までの間に特別引出権を入手する必要があるかどうか及びどの程度まで入手する必要があるかを確かめる。基金は、このような計算の基礎に関する規則及び参加国が(a)(i)に規定する要件を満たすのを援助するために第二十五条第五項(a)(ii)の規定に基づいて行なわれる参加国の指定の時期に関する規則を採択する。

(iii) 基金は、(a)(ii)の規定に基づく計算の結果、参加国がその計算の対象となつた期間が終了するまでの間特別引出権の使用をやめない限り(a)(i)に規定する要件を満たす可能性が乏しいことが示された場合

には、当該参加国に対し特別の通告を行なわなければならない。

(iv) 復元の義務を履行するために特別引出権を入手する必要がある参加国は、その選択により金又は基金が受領することができるとして通貨と引替へに、一般勘定を通じて行なう基金との取引により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することができる。このような方法によつてはこの義務を履行するために十分な特別引出権を取得することができない場合には、その参加国は、基金が特定する参加国から、事実上交換可能な通貨により、必要とする特別引出権を取得しなければならない。また、取得することができる。

(b) 参加国は、また、その特別引出権保有額と金及び外国為替の保有額並びに基金における準備ポジションとの間に均衡のとれた関係が長期的にみて実現されるようにすることが望ましいことについて、妥当な考慮を払わなければならない。

2 参加国が復元に関する規則に従わなかつた場合には、基金は、その事情が第二十九条第二項(b)の規定に基づく停止を正当とするかどうかを決定する。

附表H

参加の終了

1 第三十条第二項(b)の規定に基づく相殺を行なつた後に参加終了国に対する債務が残る、かつ、参加終了の日から六箇月以内に基金と参加終了国との間の決済に関する取決めが成立しなかつたときは、基金は、この特別引出権の残高を参加終了の日から最大限五年以内の均等の半年賦により償還する。基金は、その決定するところに従い、(a)第三十条第五項の規定に従つて他の参加国から基金に提供された金額を参加終了国に支払うことにより、

又は(b)参加終了国が基金により特定される参加国、一般勘定若しくは他の保有者から自国通貨若しくは事実上交換可能な通貨を取得するためにその特別引出権を使用することを許可することにより、この残高を償還する。

2 第三十条第二項(b)の規定に基づき相殺を行なつた後に基金に対する債務が残り、かつ、参加終了の日から六箇月以内に決済に關する取決めが成立しなかつたときは、参加終了国は、参加終了の日から三年以内又は基金が定めるそれより長い期間内に、均等の半年賦によりその債務を支払う。参加終了国は、基金の決定するところに従い、(a)参加終了国の選定によつて事実上交換可能な通貨若しくは金を基金に支払ふことにより、又は(b)第三十条第六項の規定に従つて一般勘定から、若しくは基金によつて特定される参加国との合意により、若しくは他の保有者から特別引出権を取得して、この特別引出権を支払ふべき賦払金を相殺することにより、その債務を支払ふ。

3 1又は2の規定に基づく賦払金は、参加終了の日の後六箇月を経過した時に及びその後六箇月の間隔を置いて支払ふべきこととなる。

4 参加国がその参加を終了した日から六箇月以内に第三十一条の規定に基づいて特別引出勘定の清算が開始される場合には、基金と当該国政府との間の決済は、第三十一条及び附表Iの規定に従つて行なわれる。

附表I

特別引出勘定の清算の執行

1 特別引出勘定の清算を行なう場合には、参加国は、その基金に対する債務を、十回の半年賦により又はそれより長い期間が必要であると基金が決定したときはその期間内に、基金の決定するところに従い、事実上交換可能な通貨及びいづれかの賦払によつて償還される特別引出権を保有している参加国の通貨(当該償還の範囲内に限る。)により支払う。最初の半年賦の支払は、特別引出勘定の清算の決定の六箇月後に行なわれる。

2 特別引出勘定の清算が決定された日から六箇月以内に基金の清算が決定されたときは、特別引出勘定の清算手続は、一般勘定において保有される特別引出権が次の規則によつて分配されるまで停止される。

基金は、附表E2(a)の規定に基づいて分配を行なつた後、その分配後に各参加国に支払ふべき額に比例して、一般勘定において保有する特別引出権をすべての参加加盟国の間に割り当てる。基金は、附表E2(c)の規定に基づいて各通貨の保有額の残額を割り当てる場合において、各加盟国に支払ふべき額を決定するにあつては、この規則に基づいて分配される特別引出権を控除する。

3 基金は、1の規定に基づいて受領する金額をもつて、保有者が保有する特別引出権を次の方法及び順序により償還する。
(a) 総務会が特別引出勘定の清算を決定する日の少なくとも六箇月前に参加を終了した国の政府が保有する特別引出権は、第三十条の規定に基づく取決め又は附表Eに定める条件に従つて償還される。
(b) 参加国以外の保有者が保有する特別引出権は、参加国が保有する特別引出権に優先して、各保有者の保有額に比例して償還される。

(c) 基金は、各参加国について、純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率を確定する。基金は、まず、比率が最も高い参加国の保有する特別引出権を、比率が二番目に高い参加国の比率に等しくなるまで償還する。次に、基金は、これらの参加国の保有する特別引出権を、それぞれの純累積配分額に比例して、比率が三番目に高い参加国の比率と等しくなるまで償還する。このような手続は、償還に充てることができる金額がなくなるまで順次行なう。

4 参加国が3の規定に基づく償還により受領することが出来る金額は、1の規定に基づいて支払われる金額と相殺される。

5 清算期間中、基金は、保有者の特別引出権保有額について利子を支払い、各参加国は、その特別引出権の純累積配分額から1の規定に従つて支払つた額を控除した額について手数料を支払う。利子及び手数料の率並びに支払の時期は、基金が決定する。利子及び手数料の支払は、できる限り特別引出権により行なう。手数料の支払のために十分な特別引出権を保有していない参加国は、金又は基金が特定する通貨により支払を行なう。手数料として受け取る特別引出権のうち清算執行の経費のために必要な額は、利子の支払に用いてはならず、基金に移転されて、基金が経費の支払に用いる通貨により優先的に償還される。

6 参加国が1又は5の規定に基づく支払義務を履行していない間は、2又は5の規定に基づく支払は、その参加国に対して行なわれない。

7 参加国に対する最終の支払が行なわれた後において、支払義務を履行した参加国の間で純累積配分額に対する特別引出権保有額の比率が等しくなつていないときは、比率の低い参加国は、基金が作成する取決めに従い、比率の高い参加国から、特別引出権の保有比率が等しくなるまで特別引出権を買い入れる。支払義務を履行しなかつた参加国は、その不履行分に等しい額を自国通貨で基金に支払う。基金は、この通貨及び残余の請求権を各参加国が保有する特別引出権の額に比例して参加国の間に割り当て、これらの特別引出権を消却する。基金は、その後特別引出勘定の帳簿を閉鎖し、特別引出権の配分及び特別引出勘定の管理から生じた基金のすべての債務は、消滅する。

8 この附表の規定に基づいて自国通貨が他の参加国に分配された参加国は、その通貨を貨物の買入れ又は自国若しくはその領域内の者に支払われるべき金額の支払のためにいつでも無制限に使用することができるとを保證する。この義務を負う参加国は、基金がこの附表の規定に基づいて分配を行なつた時の自国通貨の価値とその処分にあたつて当該他の参加国が得た価値との差から生ずる損失を当該他の参加国に補償することに同意する。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。外務委員長北澤直吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔北澤直吉君登壇〕

○北澤直吉君 ただいま議題となりました国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件につきまして、外務委員会におきまして審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国際通貨基金協定は、第二次世界大戦終了前の一九四四年七月に、アメリカ合衆国のブレトン・ウッズにおいて四十四カ国参加のもとに国際金融會議が開かれ、戦後の世界経済における為替、通貨の安定と復興開発に關する国際取りきめの問題が討議され、その結果、国際復興開發銀行協定とともに採択されたのであります。この二つの協定は通常ブレトン・ウッズ協定と呼ばれ、一九四五年に成立いたしました。

国際通貨基金が設立されて以来、国際通貨の安定、加盟国間の多角的支払い制度の樹立等により、国際復興開發銀行やガット等の国際経済機構

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

國際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件 朗読を省略した議長の報告

は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時十六分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 西郷吉之助君
外務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣臨時代理 菅野和太郎君
理 務 大 臣 菅野和太郎君
文 部 大 臣 坂田 道太君
厚生 大 臣 斎藤 昇君
通商産業大臣 大平 正芳君
労働 大 臣 原 健三郎君
建設 大 臣 坪川 信三君
自治 大 臣 野田 武夫君

○朗読を省略した議長報告

(議決通知)

一、去る四日、本院は日本放送協会経営委員会委員に赤羽善治君、池松文雄君、藤田たき君及び古垣鐵郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る四日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申し出の、次の者を第六十一回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁交通局長 久保 卓也
土地調整委員会委員長代理 谷口 寛
行政管理庁行政監察局長 岡内 豊
食糧庁次長 馬場 二葉
気象庁長官 古武 素二

労働省職業安定局長 住 榮作

(政府委員任命)
一、去る四日、佐藤内閣総理大臣から石井議長あて、四日議長において承認した久保卓也外五名を同日第六十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る四日、内閣委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小澤 貞孝君(理事受田新吉君去る四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る四日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

麻生 良方君 受田 新吉君
地方行政委員 吉川 久衛君 村上 勇君
大野 潔君 稻村左近四郎君
渡海元三郎君

法務委員 渡海元三郎君 中垣 國男君
松野 幸泰君 柳田 秀一君
西村 榮一君 吉川 久衛君
広川シズエ君 村上 勇君
中谷 鉄也君 本島百合子君

文教委員 藤波 孝生君 古井 喜實君
岡澤 完治君 斎藤 実君
菅波 茂君 羽田武嗣郎君
麻生 良方君

社会労働委員 本島百合子君 西村 榮一君
農林水産委員 石田幸四郎君 樋上 新一君
商工委員 中谷 鉄也君 柳田 秀一君
運輸委員 麻生 良方君

農林水産委員 石田幸四郎君 樋上 新一君
商工委員 中谷 鉄也君 柳田 秀一君
運輸委員 麻生 良方君

とともに、戦後の世界貿易の拡大と世界経済の発展に大きく寄与してまいりましたことは、御承知のとおりであります。今後、世界経済の成長と繁栄をはかりますためには、世界貿易の着実な発展が必要であることは申すまでもありません。

ところで、世界貿易の規模が拡大されますと、世界全体としての準備資産の総量がそれに見合つて適正に供給されることが必要であります。金及びドル等から構成されております準備資産には限度がありますため、その適正な供給が期待できなくなつてまいりました。そこで、この問題に対処するため、一九六三年の十力国蔵相会議以来四年間にわたり検討が続けられ、その結果、既存の準備資産を補充するため、計画的に新しい準備資産を創出する目的で、國際通貨基金のうちに特別引き出し権制度を創出するための大綱が一九六七年の基金総務会で承認されたのであります。基金理事會は、この大綱に基づく特別引き出し権制度の創設等を含む基金協定の改正案を作成し、この改正案は一九六八年五月三十一日の基金総務会で承認されたのであります。

このたびの國際通貨基金協定の改正のおもな内容は、國際通貨基金のうちに新たに特別引き出し権制度を創設するための規定と、國際通貨基金設立以来の世界経済の情勢変化に即応し、かつ、新設の特別引き出し権制度との調整をはかるための既存の条文修正とから成り立っております。

特別引き出し権制度は、國際通貨基金によつて特別引き出し権を計画的に創出せしめ、参加国に対し、それぞれの國際通貨基金割当て額に比例して配分せしめるものであります。

特別引き出し権は、今後、世界貿易の拡大傾向に対応して、既存の準備資産である金及び米ドル等の供給に多くの期待をかけることができないため、それを補充するものであります。

また、特別引き出し権は、そのままの形で対外決済に用いられるのではなく、國際収支上の必要が生じた場合には、いつでも、参加国はこれと

引きかえに國際通貨基金の指定する他の参加国から必要な通貨を入手することができるという仕組みになつております。

これに対応しまして、参加国は、國際通貨基金から指定されたときは、いつでも、交換可能通貨の提供と引きかえに等額の特別引き出し権を受け取る義務があり、準備資産の不足によつて世界の貿易と経済の発展が阻害されることのないよう、対処しようとするものであります。

また、この新制度の創設に伴い、國際通貨基金は、既存の基金資金の利用にかかる操作については一般勘定、特別引き出し権の操作及び取引については特別引き出し勘定を通じて、それぞれ機能することとなりますので、既存の条文を修正して、その調整をはかるとともに、世界経済の情勢変化に対応し、世界貿易の拡大発展を通じて世界経済の成長と繁栄をはかりとするものであります。

本案件は、二月十七日本委員会に付託されましたので、同月二十六日政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、また参考人から参考意見を聞くなど、熱心な審査を行ないました。その詳細につきましては會議録によつて御了承願います。

かくて、四月七日、本案件についての質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して穂積七郎君から、反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本件は多数をもつて承認すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本件

通信委員

羽田武嗣郎君

古井 喜實君

予算委員

議院運営委員

麻生 良方君

岡澤 完治君

(常任委員補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

吉田 久之君

小澤 貞孝君

地方行政委員

渡海元三郎君

稲村左近四郎君

樋上 新一君

村上 勇君

吉川 久衛君

法務委員

吉川 久衛君

広川シズエ君

村上 勇君

中谷 鉄也君

本島百合子君

渡海元三郎君

中垣 國男君

松野 幸泰君

柳田 秀一君

西村 榮一君

文教委員

菅波 茂君

羽田武嗣郎君

麻生 良方君

石田幸四郎君

藤波 孝生君

古井 喜實君

岡澤 完治君

社会労働委員

西村 榮一君

本島百合子君

農林水産委員

斎藤 実君

大野 潔君

商工委員

柳田 秀一君

中谷 鉄也君

運輸委員

池田 禎治君

通信委員

古井 喜實君

羽田武嗣郎君

予算委員

議院運営委員

岡澤 完治君

麻生 良方君

(条約提出)

一、去る四日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、昨七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

札幌オリシピック冬季大会の準備等のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(条約付託)

一、去る四日、委員会に付託された条約は次のとおりである。

プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)

(議案付託)

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外十名提出、衆法第二七号)

(議案提出)

一、昨七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

中小企業省設置法案(中村重光君外十九名提出、衆法第二六号)

要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)(参議院送付)

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)(参議院送付)

運輸委員会 付託

(議案送付)

一、去る四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(中村重光君外十名提出)

一、昨七日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

中小企業省設置法案(中村重光君外十九名提出)

(回付議案受領)

一、昨七日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今八日、提出した緊急質問は次のとおりである。

統括する産業災害に関する緊急質問(橋本龍太郎君提出)

相次ぐ災害事故に関する緊急質問(後藤俊男君提出)

相次ぐ災害事故に関する緊急質問(内海清君提出)

相次ぐ災害事故に関する緊急質問(小川新一郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員高田富之君提出施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問に対する答弁書

青補償制度確立に関する質問に対する答弁書

施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十四年三月二十七日

提出者 高田 富之

衆議院議長 石井光次郎殿

施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問主意書

去る三月十二日の大雪によつて東日本一帯に相当しん大な雪害が発生したが、とりわけ埼玉県の農林関係被害は大きく、県当局の調査によれば十九億四千余万円に達している。そのうち特にビニールハウスの被害額は五億数千万円で、その農作物は、ハウス・トンネルの両者合わせて九億三千八百万円に及んでいる。

埼玉県北部地方は東京近郊の最も重要な野菜供給地帯であり、近年はビニール栽培が普及し、多額の施設費を投じて高度の技術的栽培を行なっていることは周知のとおりである。

先年、この地方を襲つたひどい害の際にも再三再四にわたつて強く要請しておいたことであるが、野菜類に対する災害補償制度の確立は現下の急務であると考え。

政府当局は、常に「目下鋭意研究中」といつているが、すでに数年を経過している今日、いまだになんら具体化を見えていないのはいかなる理由によるものであるか。

ビニールハウス等施設に対する災害補償と一般野菜類及び果樹に対する災害補償とについて、現段階で政府はどの程度まで制度確立のための検討が進められているのか、詳細に御答弁をいただきたい。

なお、とりあえず任意共済制度として発足させたいとの意向があるように聞いているが、いづころから実施のめどを立てているのか見通しを示し

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

ていただきたい。これ以上延引することは政府の怠慢としてきびしく責任が追及されるをえないものと考えるので、誠意ある御答弁をいたされたら右質問する。

昭和四十四年四月四日

衆議院議長 石井光次郎殿
衆議院議員高田富之君提出施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高田富之君提出施設園芸作物等の災害補償制度確立に関する質問に対する答弁書

近年における農業事情の急激な変化に即応して、養豚、養鶏等とともに、施設園芸についても、今後早急に共済制度の整備を図る必要があると考へ、昭和四十三年度には、全国主要地域において、近年の被害状況、共済制度に対する農家の意向等に関する実態調査を行なつたところである。

その結果によれば、施設園芸部門における災害はかなり多く、また、共済制度の整備を希望する農家の意向の強いことが明らかとなつた。

しかしながら、施設園芸の施設の種類や規格が極めて多様であり、しかも自然災害を対象とするため、構造、材質上のわずかな相異によつて被害率も大きく異なることや、施設内で栽培される作物の被害をも含めて共済の対象とするれば、その損害評価をどうするか等技術的に困難な問題が多いので、このような問題解決のため、本年度はさらに詳細な調査検討を行なうことを予定しており、できるだけ早い機会に施設園芸部門についても、災害補償制度の整備を図りたい所存である。

なお、制度化までの経過的措置として、農業共

済団体における任意共済事業として実施できる途をひろくことも考慮しているが、自然災害を対象とするものであるだけに国の再保険措置等を伴わないままに農業共済団体が事業を実施するかどうかについては問題がある。

また一般野菜については、保険技術的に問題が多いので、早急な制度化は困難である。

さらに果樹に対する災害補償制度については、果樹保険臨時措置法に基づいて昭和四十三年度から実験実施を行なつており、その結果等をみて本格的な制度化を検討することとしている。

右答弁する。

訴訟費用臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、最近の賃金及び物価の状況等にかんがみ、民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当の最高額を増加しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 民事訴訟における当事者及び証人並びに刑事訴訟における証人の各日当の最高額を千三百円(現行 千二百円)とする。

2 民事訴訟における鑑定人、通事及び説明者並びに刑事訴訟における鑑定人、通訳人、翻訳人及び国選弁護人の各日当の最高額を千三百円(現行 千円)とする。

3 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

二 議案の修正議決理由
本案は、最近の賃金及び物価の状況等を考慮して民事訴訟及び刑事訴訟における証人、鑑定人等の日当の最高額を増額しようとするものであり、また、修正案は施行期日「昭和四十四年四月一日」とあるを「公布の日から起算して七日を経過した日」に改めており、いずれも妥当な措置であると認め、別紙のとおり修正議決すべ

きものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十四年度裁判所関係予算に七百一十二千円を計上している。

右報告する。

昭和四十四年四月四日
法務委員長 高橋 英吉
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕
(小字及び一は修正)

附則
この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日、昭和四十四年四月一日から施行する。

一 議案の要旨及び目的
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(一) 公立の小学校及び中学校の学級編制の標準を次のように改定すること。
(1) 小学校及び中学校において同学年の児童又は生徒を一の学級に編制する場合の児童又は生徒の数の標準を現行四十九人から四十五人に改定すること。

(2) 小学校及び中学校の単級及び小学校の四、五個学年複式学級を解消することともに、小学校の二、三個学年複式学級及び中学校の二個学年複式学級並びに小学校及び中学校の特殊学級の一年級の児童又は生徒の数の標準をそれぞれ改定すること。

(二) 公立の小学校及び中学校の教職員定数の標準を次のように改善すること。
(1) 校長及び教諭等の数について、教員の配置率を改善するとともに、寄宿舎を置く学校について教員の数を加算すること。

(2) 養護教諭等及び事務職員の数について、その配置基準を改善するとともに、へき地学校の数等を勘案してこれらの教職員の数の加算を行なうことができることとし、さらに、要保護者及び準要保護者の児童又は生徒の数が著しく多い学校については、事務職員の数の加算を行なうことができること。

(3) 一定規模以上の学校に学校図書館事務担当の事務職員を配置できるよう定数上措置すること。

(4) 学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること及び教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情のある場合には、政令で定めるところにより教職員の数の加算が行なえるよう規定の整備を図ること。

六六八

その配置基準を改善することともに、へき地学校の数等を勘案してこれらの教職員の数の加算を行なうことができることとし、さらに、要保護者及び準要保護者の児童又は生徒の数が著しく多い学校については、事務職員の数の加算を行なうことができること。

(4) 学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること及び教職員が長期にわたる研修を受けていること等の事情のある場合には、政令で定めるところにより教職員の数の加算が行なえるよう規定の整備を図ること。

(二) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の一年級の児童又は生徒の数の標準を現行十人から八人に改めるとともに、重複障害の児童又は生徒についての学級編制の標準を五人と定めること。

(四) 公立の特殊教育諸学校の小学部及び中学部の教職員定数を次のように改善すること。
(1) 小学部の校長及び教諭等の配置率について、小学校の改善と同様の改善を行なうとともに、寄宿舎を置く学校について教員の数を加算すること。

(2) 機能訓練担当教員を配置できるよう定数上措置すること。

(3) 寮母の数について、その配置基準の改善を行なうこと。

(4) 教職員が長期にわたる研修を受けている等の事情のある場合について、(二)(4)に準じて措置すること。

(五) その他関係規定の整備を行なうこと。

(六) この法律は、昭和四十四年四月一日から施行すること。

(四) この法律施行のため、次の経過措置を定め

ること。

(1) 公立の義務教育諸学校の学級編制については、昭和四十八年三月三十一日までの間は、学校施設の整備状況等を考慮し、この法律による改正後の学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定めること。

(2) 公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準については、昭和四十八年三月三十一日（政令で定める特別の事情がある都道府県の小中学校教職員定数の標準については、昭和五十年三月三十一日）までの間は、児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、この法律による改正後の教職員定数の標準に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定めること。

二 議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当なものと認めるが、本案の施行期日である昭和四十四年四月一日はすでに経過しているため、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用することを旨とする修正を行なうことの必要を認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十四年度文部省所管一般会計予算に、五十五億六千二十万円が計上されている。右報告する。

昭和四十四年四月四日

文教委員長 大坪 保雄
衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日、昭和四十四年四月一日から施行

し、昭和四十四年四月一日から適用する。

国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

世界貿易の規模の拡大に伴い、世界全体としての準備資産の総量が、それに見合つて適度に供給されることが必要である。準備資産は主として金・米ドルから成り立っているが、その供給には限度があるため、準備資産の適正な供給が期待できなくなつた。

この問題に対処するため、一九六三年十月の十箇国蔵相会議以来、四年間にわたつて検討が続けられてきた結果、既存の準備資産を補充するため、計画的に新しい準備資産を創出する目的で国際通貨基金（以下「基金」という。）の内に特別引出権制度を創出するための大綱が、一九六七年の基金総務会で承認された。

基金理事会は、この大綱に基づく特別引出権制度の創設のほか、基金設立以来の世界経済の情勢の変化に即応し、かつ、新設の特別引出権制度との調整を図るための既存条文の修正を含む基金協定の改正案を作成した。この改正案は、一九六八年五月三十一日の基金総務会で承認されたものである。

この協定の改正は、基金の内に特別引出権制度を創設すること等により、金や米ドルを補充する新しい準備資産を計画的に創出することができることになり、その結果、準備資産の不足によつて、世界貿易の発展が阻害される危険を除き、世界経済が着実に発展し得る基盤がで

き、ことを目的としている。

改正の主な内容は、特別引出権制度創設に伴う特別引出権の配分権限、特別引出権の価値の単位、特別引出権の参加国となるための要件、特別引出権の配分及び消却の方法と手続、

特別引出権を使用するための条件、方法及び使用した引出権の還元等に関する条文を新たに設け、あわせて、加盟国の割当額の一般的多数決に改める。及び加盟国による基金保有自国通貨の買入もどし規定等について修正している。

なお、この協定改正が効力を生ずるためには、国際通貨基金協定加盟国の五分の三で、総投票権数の五分の四を占める国がこの改正を受諾することが必要である。

改正協定が発効した数、特別引出権制度が成立するためには、国際通貨基金の割当額（出資額）の七十五％を有する加盟国が、それぞれの国内法に従い特別引出権制度の参加国としてのすべての義務を受諾したこと及びこれら義務の履行を可能ならしめるため必要なすべての措置をとつたことを記載した文書を国際通貨基金に寄託することが必要である。

よつて政府は、本協定の改正の受諾について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

特別引出権制度を創設すること等は、世界経済の着実な発展に寄与するものであり、また、わが国の対外準備が増強されることが期待されるので、この改正はわが国の貿易及び経済の一層の発展のために望ましいと認め、本件は、これを承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和四十四年四月七日

外務委員長 北澤 直吉
衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十四年四月八日 衆議院會議録第二十三号

六七〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円

(送料別)

発行所

東京都港区赤坂三丁目二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局

電話 東京 五八二 四四二(代)